

# 舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

(案)

令和3年 月

舞 鶴 市



## ～ 目次 ～

第 1 章 総論	1
第 1 節 計画改定の目的	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会での議論	3
第 4 節 計画期間	3
第 5 節 計画対象区域と範囲	3
第 2 章 ごみ処理の現況と課題	5
第 1 節 ごみ処理の現況	5
第 2 節 類似都市との比較	21
第 3 節 考察	22
第 4 節 課題の抽出と分析	25
第 3 章 基本方針と目標	29
第 1 節 基本理念	29
第 2 節 基本方針	30
第 3 節 目標値	32
第 4 章 ごみの排出量及び処理量の見込み	35
第 1 節 ごみ排出量の見込み〔現状維持〕	35
第 2 節 ごみ処理量の見込み〔目標達成時〕	36
第 5 章 目標達成に向けた具体的施策	37
第 1 節 【基本方針 1】 3R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進	37
第 2 節 【基本方針 2】 住み続けられる持続可能な地域	48
第 3 節 【基本方針 3】 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む	53
第 4 節 具体的な取り組みの目安	59
第 5 節 食品ロス削減推進計画	62
第 6 章 ごみ処理計画	65
第 1 節 分別区分	65
第 2 節 収集・運搬計画	66
第 3 節 中間処理計画	69
第 4 節 最終処分計画	71
第 5 節 施設整備計画	72
第 6 節 その他ごみの処理に関し必要な事項	75
用語集	



# 第 1 章 総 論

## 第 1 節 計画改定の目的

近年、あらゆるごみについて、ごみの排出量の増大や質の多様化が進み、循環型社会への転換が求められています。そのため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法の整備が進められてきました。

平成 27 年に国連総会において『持続可能な開発目標（SDG s）』が採択されたことは、各国の廃棄物施策を大きく進めることとなり、我が国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）の公布や「プラスチック資源循環戦略」の策定が行われるなど、近年国際的な取り組みや国内での取り組みは加速化しています。

本市では、平成 17 年度に可燃ごみの有料化を実施し、以降、ごみの減量や資源化、適正処理に向けて様々な施策を展開してきました。令和元年度には、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、ごみの発生抑制、分別の推進に向けたさらなる取り組みを進めるため、不燃ごみの分別区分を 7 種 9 分別収集に変更し、全市で実施しました。その結果、ペットボトルの資源化量は 1.2 倍に、プラスチック容器包装類の資源化量は 2.2 倍になり、資源化率は 1.4% 増の 14.3% と大きな成果を得たところです。

こうした流れを踏まえ、舞鶴市における一般廃棄物を取りまく状況を把握し、更なるごみの減量化や資源化を進め、期待される「循環型社会の確立」に寄与しようとするものです。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための 17 の目標



## 第 2 節 計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画であり、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（以下、「基本計画」という。）と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（以下、「実施計画」という。）で構成されており、本計画は基本計画にあたる計画です。

本計画の改定にあたっては、前計画同様、平成 28 年9月に改訂された環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」や関係法令等に準拠し、国や京都府（以下、「府」という。）の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ、本市の総合計画や環境基本計画等にも十分配慮した計画とすることに留意します。

また、施策等の実施にあたっては、本計画に基づいて毎年度策定する実施計画において推進していくものとします。

ごみ処理基本計画の位置付けは、図 1-1 のとおりです。

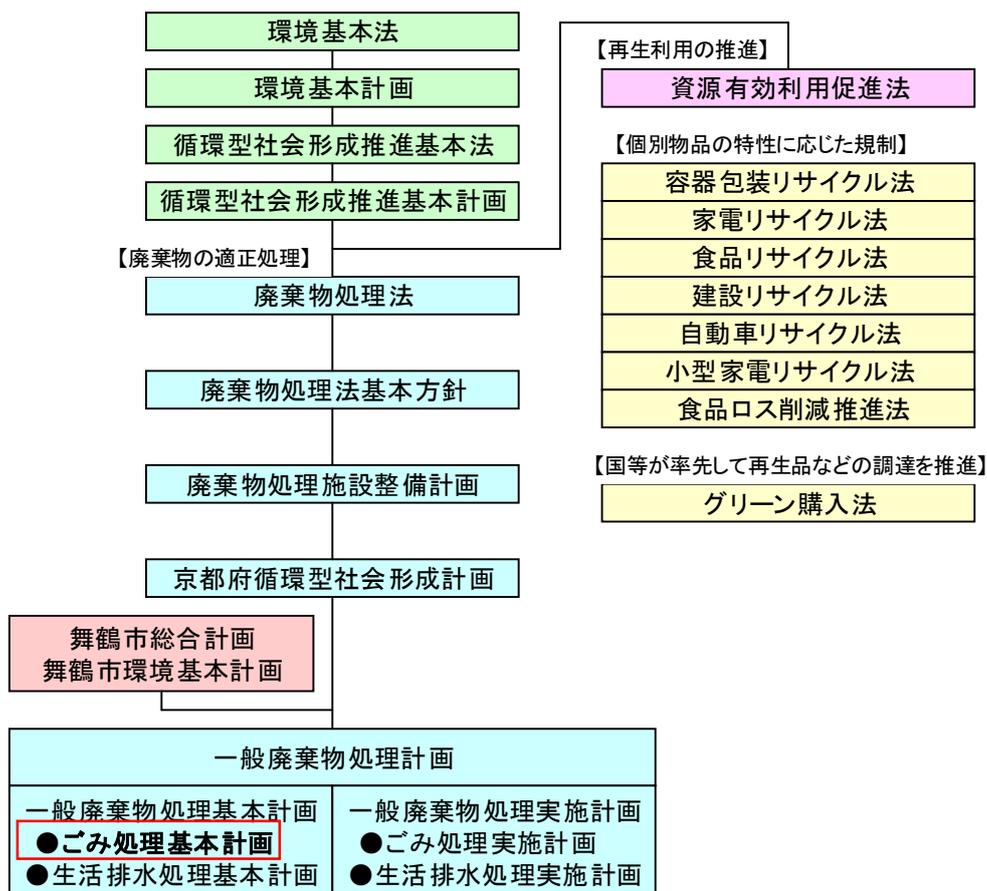


図 1-1 ごみ処理基本計画の位置付け

### 第 3 節 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会での議論

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下、「審議会」という。）では、平成 31 年 3 月の市長の諮問を受け、「ごみ処理基本計画の中間見直し」、「ごみ処理手数料の見直し」の 2 つの事項について審議しました。

審議会では、昨今の廃棄物施策に係る国の動向等を考慮し、本市の今後のごみ処理の方向性について長期的な視野に立ち審議を重ね、令和元年 11 月に「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について中間答申を、また、令和 2 年 10 月に「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」について答申をとりまとめられました。

本計画は、これら一連の審議会からの答申をもとに策定しています。

### 第 4 節 計画期間

前計画は、初年度を平成 28 年度、目標年度を令和 7 年度とする 10 年計画であり、当初、本計画は中間見直しの予定でした。しかし、平成 28 年の計画策定以降、廃棄物に関する国際的な取り組みや国内での取り組みが大きく変化しており、審議会からは「基本計画について初めて審議会で議論するものであること。また、既存計画における主要な施策について概ねその方向性が固まっていること」から、全面的な見直しについての答申を受けています。

このため、今回の見直しは、計画の基本理念、基本方針を含めた全面的な見直しとし、初年度を令和 3 年度、目標年度を令和 12 年度とした 10 年間とします。また、中間目標年度である令和 7 年度に見直しを行います。

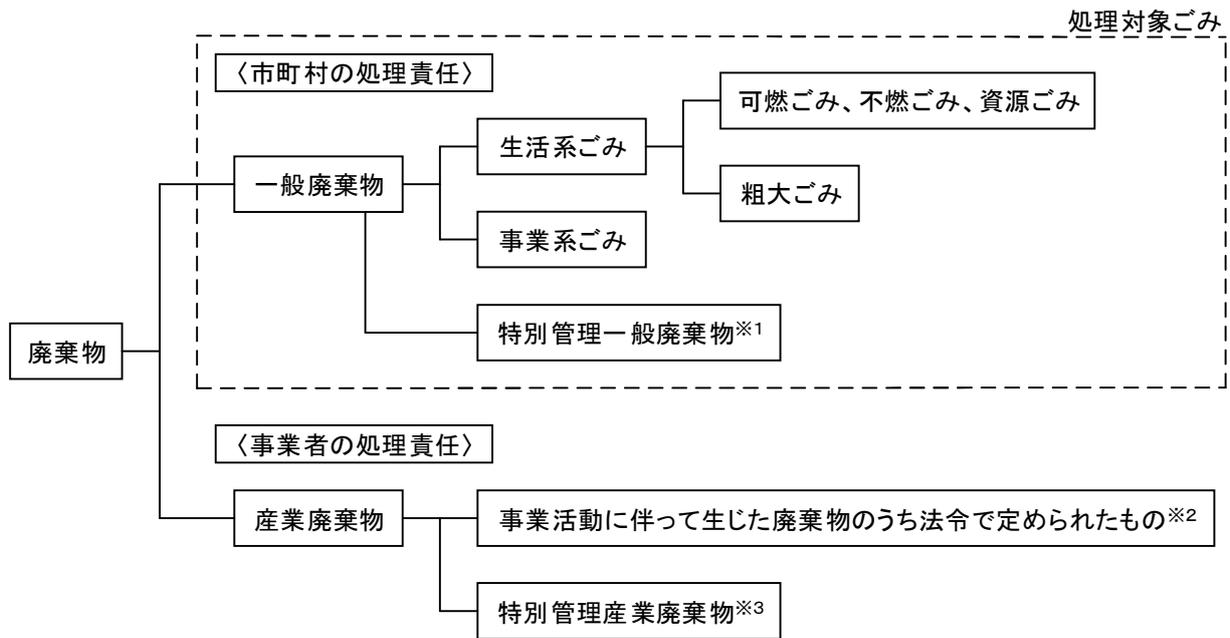
表 1-1 計画スケジュール

年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
					中間目標年度						目標年度					
前計画	策定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10					
										中間目標年度						目標年度
本計画						全面改定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

### 第 5 節 計画対象区域と範囲

本計画の対象区域は舞鶴市全域とし、処理対象とするごみは本市で処理すべき一般廃棄物とします。

対象範囲については、家庭系一般廃棄物は本計画に基づき処理し、事業系一般廃棄物については、家庭系一般廃棄物の処理に支障のない範囲で本計画に基づき処理することとします。（「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」第 15 条第 2 項）。



- ※1: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
- ※2: 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、前述の産業廃棄物を処分するために処理したもの
- ※3: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

図 1-2 処理対象ごみ

## 第2章 ごみ処理の現況と課題

### 第1節 ごみ処理の現況

#### 1-1 分別区分及び処理フロー

##### (1) 分別区分

ごみの分別区分は、表2-1のとおりです。令和元年度よりペットボトルの単独分別を開始し、プラスチック容器類は包装類を含んだプラスチック容器包装類となりました。点滴・透析バッグ等については、令和3年7月より、可燃ごみとなります。

表2-1 分別区分(令和3年7月～)

分別区分		品目	
可燃ごみ		生ごみ・貝殻、吸殻、食用油、かばん・靴、ぬいぐるみ、紙おむつ、紙ごみ、クッション、点滴・透析バッグ等	
不燃ごみ	金属類	携帯用コンロ・トースター、刃物・針、なべ・やかん・フライパン、缶詰・容器のふた、スプレー缶等	
	飲料用空缶類	ジュース・ビールなどの空缶	
	食 用 び ん 類	白色(透明)	酒・酢・ドリンク・洋酒・のり・ごま油・オリーブオイル・調味料などのびん
		茶色	
		その他のびん	
	ペットボトル	ジュースやお茶・液体調味料(しょうゆなど)が入っていたペットボトル (PETマークのあるもの) 	
	プラスチック容器包装類	[容器]トレー、卵のパック、発泡スチロール、容器のふた類、シャンプーや洗剤・サラダ油の容器、インスタント食器などの容器等 [包装・袋]ペットボトルなどのラベル、お菓子や総菜・衣類などの包装や袋、プリンや飲み物などのカップ製品のふた等 (「プラ」マークのあるもの) 	
埋立ごみ	バケツ・ポリ容器、長靴・安全靴、白色電球・LED電球、おもちゃ類、傘、陶器・ガラス類、小型家電製品等		
有害ごみ	充電電池・乾電池・ボタン電池・携帯電話の電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター、充電式小型家電等		
粗大ごみ		縦、横、高さのうちいずれか1辺の長さが50cm以上のもの 有料化対象の不燃ごみ: 袋に入らない大きさのもの	
紙類(分別収集)		[紙類]新聞紙、段ボール [その他の紙]雑誌・カタログ、包装紙・封筒、食品の紙箱・飲料用紙パック、シュレッダー紙、紙製の卵ケース	
拠点回収		[古紙]新聞紙、段ボール、雑誌類 [使用済小型家電]携帯電話、デジタルカメラ等 ペットボトル、プラスチック容器包装類 [令和3年6月末廃止]	
集団回収		古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油	

注) 集団回収による収集は行政回収の対象ではなく、本市の分別区分には該当しませんが、ごみの総出力には集団回収における収集量を加えることから、参考までに記載します。

注) 網掛けは令和3年7月からの変更部分。

## (2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図 2-1 のとおりであり、ごみ種ごとの処理処分方法は、表 2-2 のとおりです。

表 2-2 ごみ種ごとの処理処分方法

ごみ種	処理処分方法
可燃ごみ	清掃事務所第一工場及び第二工場において焼却処理し、焼却灰は、舞鶴市一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。
金属類 粗大ごみ 埋立ごみ	リサイクルプラザで破碎・選別処理を行い、焼却物、埋立物、資源物に選別し、焼却物は清掃事務所で焼却処理、埋立物は最終処分場で埋立処分、資源物は圧縮 後資源化をしています。
飲料用空缶類	リサイクルプラザで選別・圧縮処理を行い、資源化しています。
ペットボトル	リサイクルプラザで減容処理を行い、資源化しています。
プラスチック容器包装類	リサイクルプラザで手選別し、減容処理を行い、資源化しています。
食用びん類 有害ごみ 小型家電	リサイクルプラザで一時保管し、適正に資源化及び処理しています。

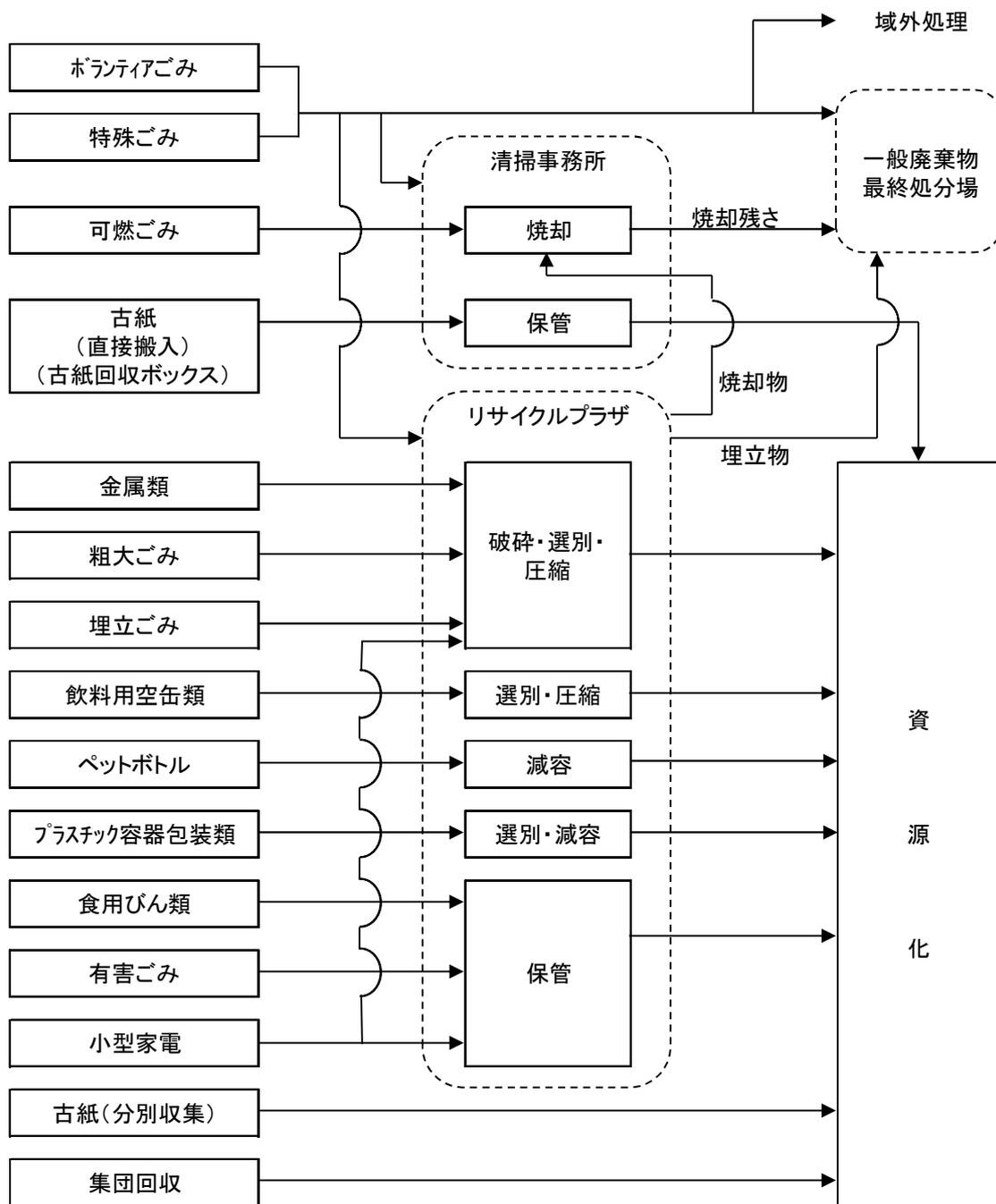


図 2-1 主なごみ処理フロー(令和元年度)

## 1-2 ごみ排出量及びその性状

### (1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績は、図 2-2 のとおりです。総排出量は、人口が減少していることもあり、減少傾向を示しています。令和元年度に 26,188 t/年 (=18,903+7,285)、884 g/人・日となっています。

生活系ごみの減少は、可燃ごみの有料化をはじめ、ごみ減量において様々な施策を展開しており、市民のごみに対する意識が上がっていることも考えられます。

事業系ごみの減少は、事業所数の減少をはじめ、経済情勢の変化によることも考えられます。また、平成 30 年度から令和元年度の減少は、プラスチック類の分別見直しにより、産業廃棄物としての処理が進んだことも影響しています。

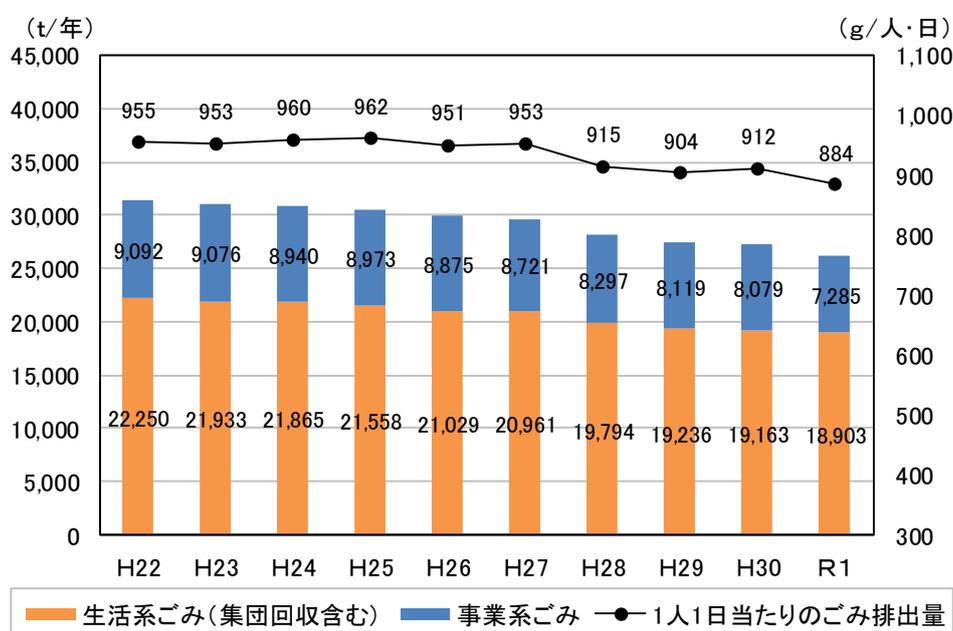


図 2-2 ごみ排出量の推移

また、事業系ごみの割合については平成 30 年度から把握方法を見直しており、実態に近い数値が把握できるようになりました。今後も本調査を継続していく必要があります。

### (2) 可燃ごみの性状

排出状況に近い湿ベースでの可燃ごみ質は、図 2-3 のとおりです。

紙・布類が近年増加傾向を示していましたが、令和元年度に減少しています。厨芥類は近年減少傾向を示しています。

令和元年度において、紙類が最も多く 37.9%、次いで厨芥類が 22.9%、木・竹・わら類が 12.7%となっています。

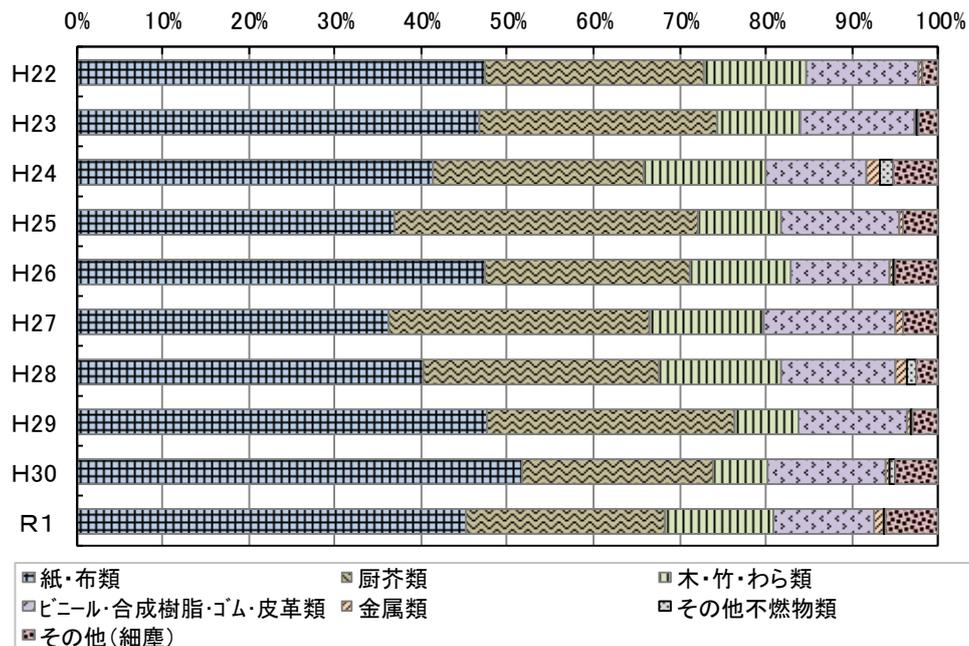


図 2-3 ごみ種類組成(湿ベース)の推移

これらのごみ性状をさらに詳しく分析するため、細組成調査を実施しました。その結果は表 2-3 のとおりです。

その調査結果からは、①可燃ごみとして排出されている紙類のうち、本市が古紙として分別収集し、資源化を行っている「紙」が 20.4% (平均) 含まれていること、②同様に、本市が不燃ごみとして分別収集し、資源化を行っている「プラスチック容器類」が 2.2% 含まれていること、③その他、本市で資源化できていないプラスチック製の「包装類」7.6% や「容器包装リサイクル法対象以外のプラスチック」が 3.0%含まれていること、などが分かります。

表 2-3 可燃ごみ細組成調査結果

項目		年度					(単位:%)	
		H27	H28	H29	H30	R1	平均	
紙類	リサイクルできるもの	15.6	20.6	23.5	21.8	20.6	20.4	
	リサイクルできないもの	17.9	14.2	19.3	25.1	17.3	18.8	
プラスチック類	リサイクルできるもの	8.5	9.7	10.4	11.3	9.1	9.8	
	プラスチック容器類	2.4	2.2	2.2	2.4	1.9	2.2	
	プラスチック包装類	6.1	7.5	8.2	8.9	7.2	7.6	
	リサイクルできないもの	6.7	3.2	1.9	2.0	1.4	3.0	

また、家庭系可燃ごみの性状をさらに詳しく分析するため、令和元年度に袋サンプリングによる細組成調査を実施しており、その結果は図 2-4 のとおりです。資源化が可能な

紙類が 17.7%、プラスチック容器包装類 5.6%、ペットボトル 0.1%の計 23.4%が資源化可能なものとなっています。さらなる分別の徹底により、可燃ごみの削減、資源化率の向上に繋がっていきます。

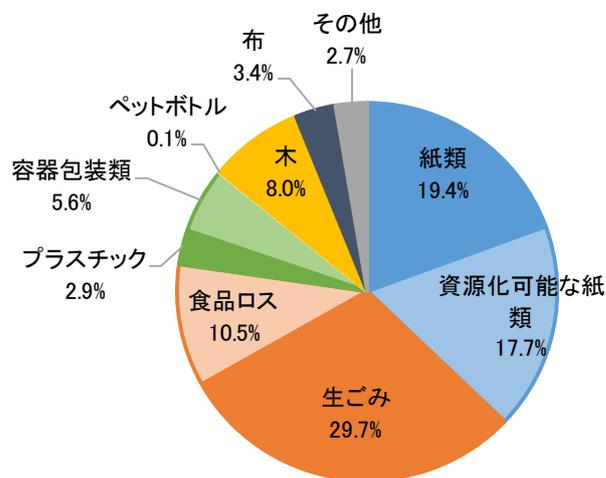


図 2-4 袋サンプリングによる家庭系可燃ごみ細組成調査結果(令和元年度)

事業系ごみにおいても、可燃ごみに資源化可能な紙類の混入が見られ、不適正搬入への対策も兼ねた搬入検査（展開検査）の実施により実態を把握し、資源化及び適正処理に向け対応を検討する必要があります。

### (3) 最終処分量の実績

最終処分量の実績は、図 2-5 のとおりです。最終処分量は、減少傾向を示しており、令和元年度は、過去 10 年間に於いて最も少なく、4,106 t/年となっています。

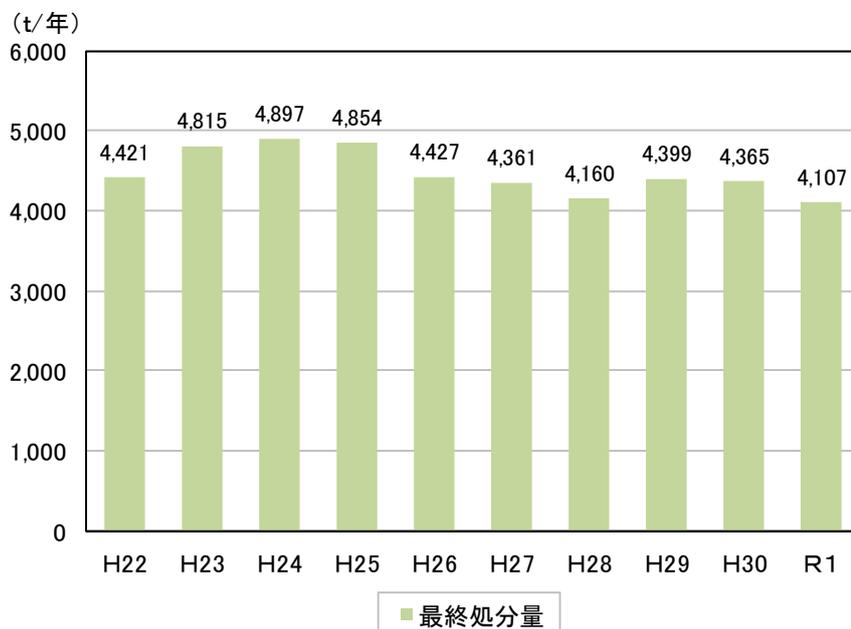


図 2-5 最終処分量の推移

### (4) 資源化率の実績

資源化率の実績は、図 2-6 のとおりです。資源化率は、減少傾向を示していましたが、令和元年度はペットボトルやプラスチック容器包装類の資源化により増加しています。

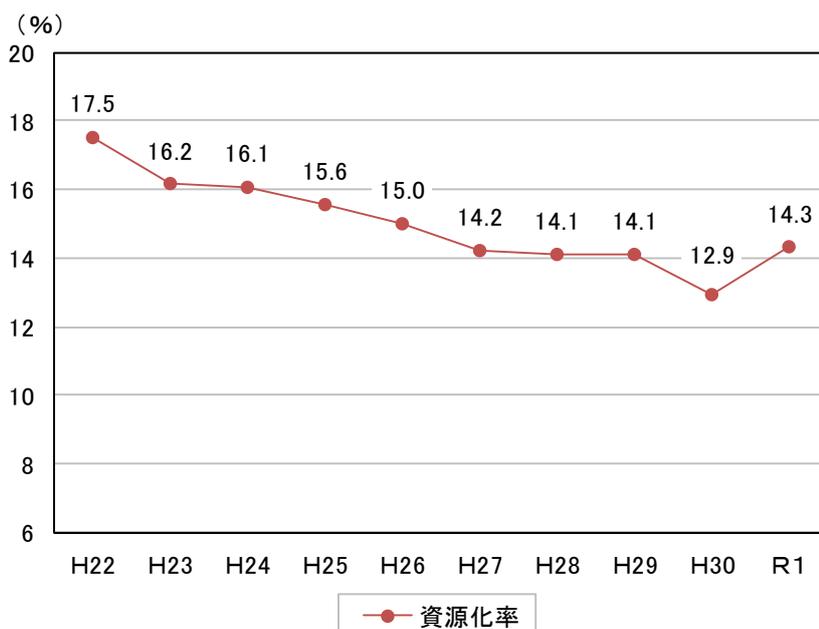


図 2-6 資源化率の推移

## 1-3 排出抑制、資源化等施策の実施状況

ごみの排出抑制や資源化等の実施状況を以下に示します。

### (1) リデュース（ごみの減量）

#### 可燃ごみの有料化

平成 17 年 10 月から可燃ごみの「有料化」を実施しています。

ごみ処理費用の一部が上乗せされたごみ袋（指定袋）を使ってごみを排出することで、ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る（受益者負担）とともに、費用の一部を負担することで、「排出者のコスト意識の高まりが、ごみの減量や分別徹底などの行動へ導く」との考え方に立って施策を実施しています。

#### 食品ごみ（食品ロス）の削減

食品ごみの削減を図るため、食品ごみ3キリ運動の推進を図っていきます。



#### 生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入費補助制度

家庭から排出される生ごみを抑制するために、生ごみ堆肥化容器購入事業補助制度を平成 6 年 6 月（EM 容器の補助については平成 7 年 8 月）から、また、生ごみ処理機購入費補助制度を平成 17 年 10 月から実施しています。

その交付状況は表 2-4 及び表 2-5 のとおりです。

表 2-4 生ごみ処理機購入費補助制度

項目	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
補助基数	基	28	14	17	18	25	18	19	11	12	11
補助金額	千円	560	280	340	360	500	360	351	210	117	105

注) 1世帯1基までで購入価格の1/2(上限20,000円)を補助

表 2-5 生ごみ堆肥化容器購入補助制度

項目	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
補助基数	基	50	29	38	26	29	21	18	24	19	29
補助金額	千円	150	74	95	74	90	62	52	70	64	83

注) 1世帯2基までで購入価格の1/2(上限4,000円)を補助

## (2) リユース（再利用）

<b>再生品の展示・提供</b>
<p>リサイクルプラザでは、搬入された粗大ごみのなかから、再生可能な家具等を工房にて修理、2ヶ月ごとに展示して希望者に抽選で有償提供する事業を平成10年から実施しています。</p> <p>令和元年度は899点を展示、提供しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 展示期間 偶数月（2・4・6・8・10・12月）の1ヶ月間</li><li>・ 申込み期間 展示している月の平日（8時30分～16時30分） 展示している月の第三日曜日（13時～16時30分）</li></ul>
<b>子ども服の展示・提供</b>
<p>リサイクルプラザで、子ども服の展示・提供ブースを設置しています。子どもの成長等で不要となった子ども服を提供いただき、必要としている方に無償で譲り渡しています。</p>
<b>「ゆずります、もらいます」コーナーの設置</b>
<p>リサイクルプラザで、家庭で不要になった家具や電化製品等を掲示板に張り出し、欲しい人に提供する「ゆずります、もらいます」のコーナーを設置しています。</p> <p>利用者（ゆずりたい人）は備え付けの掲示用カードに品物等を記入し、3ヶ月間掲示。</p> <p>掲示板を見た利用者（もらいたい人）がゆずりたい人と直接やり取りしています。</p>
<b>フリーマーケットの開催</b>
<p>リサイクルプラザで、家庭で不要になった衣類、雑貨、日用品等をごみとして捨てるのではなく、安価で売買する機会としてフリーマーケットを開催しています。</p> <p>例年、年2回開催し、令和元年には534人参加しています。</p>
<b>再生工作教室の開催</b>
<p>リサイクルプラザで、粗大ごみとして持ち込まれた家具等の木製品を材料にした再生工作教室を開催しています。</p>



再生工作教室の風景



リサイクルフリーマーケットの風景

### (3) リサイクル（資源化）

#### 不燃ごみ「7種9分別」の実施

平成 10 年 5 月（リサイクルプラザの稼働に合わせて）からの不燃ごみ 6 種 9 分別を、平成 31 年 4 月より 7 種 9 分別の収集を開始しました。

不燃ごみの収集では、各自治会で集積所に立ち番を配置するなどし、市民の協力を得ながら、資源化に取り組んでいます。

#### 古紙分別収集の実施

平成 17 年 9 月に、これまで可燃ごみとして排出されていた古紙の分別収集を開始しました。

月に 1 回の不燃ごみの収集に合わせて、古紙を 3 分別（段ボール、新聞、その他の紙）で回収しています。

#### 使用済小型家電回収ボックスの設置

平成 26 年 10 月から「小型家電リサイクル法」に対応するため、公共施設に回収ボックスを順次設置し、集まった家電製品を同法に基づく認定事業者へ引き渡しています。

設置場所：市役所、西支所、加佐分室、中公民館、東図書館、西図書館、南公民館、城南会館、大浦会館

#### 古紙回収ボックスの設置

古紙排出の利便性向上のため、平成 27 年 1 月から市役所庁舎・西支所に、平成 28 年 3 月からは加佐分室に古紙回収ボックスを設置しています。

設置場所：市役所、西支所、加佐分室

#### 古紙等資源回収（集団回収）活動報奨金制度

平成 3 年度からごみの再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙などの集団回収活動を自主的に行う自治会や子供会などの団体に対して報奨金を交付しています。

現在は、登録された 63 団体が古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油の回収を実施しており、その回収量及び交付金額は表 2-6 のとおりです。

表 2-6 古紙等資源回収活動（集団回収）実績

項目	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
		実施団体数	団体	65	64	64	70	72	69	64	65	59
回収量	t	1,360	1,168	1,153	1,128	1,037	956	881	842	739	752	
	古紙類	t	1,307	1,116	1,101	1,068	990	925	847	804	709	717
	繊維類	t	13	8	7	7	7	2	2	3	2	1
	アルミ類	t	40	43	45	54	40	29	31	35	29	33
	廃食用油	kL	6	7	8	3	2	4	2	2	1	1
交付金額	千円	4,110	3,537	3,499	3,397	3,123	2,888	2,003	2,536	2,222	2,264	

※回収量に廃食用油(kL)は含まない。

#### マイ・リサイクル店認定制度

平成 7 年度から、ごみの発生抑制や再生利用に関する取り組みを積極的に実施している小売店を「マイ・リサイクル店」として認定しています。

令和 2 年 1 月時点で、市内のスーパーや小売店 20 店舗を認定しており、市広報紙などを通じて広く周知しています。

#### (4) 広報啓発活動

<b>「舞鶴市ごみ分別ルールブック&amp;ごみ収集カレンダー」の発行</b>
平成 10 年 5 月より、毎年 1 回、不燃ごみの収集日程や分別方法、ごみ処理に関連する制度を紹介する、「ごみ分別ルールブック&ごみ収集カレンダー」を発行しています。
<b>ごみ減量化啓発ちらし「舞鶴市ごみ NEWS」の発行</b>
1 年間のごみ排出量や、指定ごみ袋の収入（可燃ごみ処分手数料）の使い道、ごみの減量方法などを記載した啓発ちらしを平成 18 年から発行しています。
<b>ごみや環境についての出前講座の実施</b>
市職員が市政に関する説明や意見交換を行う「まちづくり出前講座」等において、3R の考え方や環境美化に関する施策についての情報発信を行うとともに、環境学習の一環として小学生を対象とした出前授業や施設見学を実施し、大人から子供までの広い年齢層を対象にごみや環境についての意識啓発に取り組んでいます。

#### (5) 環境美化

<b>不法投棄監視パトロールの実施</b>
不法投棄を監視するため、市内を 6 コースに分けて昼間と夜間にパトロールを実施しています。パトロール中にごみの投棄に遭遇した場合は、直ちに警察へ通報するとともに、証拠の保全を行うこととしています。 令和元年度は昼間 372 回、夜間 124 回、計 496 回のパトロールを行い、85 件の不法投棄を確認しました。
<b>監視カメラの設置</b>
不法投棄されやすい市内の数カ所に監視カメラを設置して、不法投棄を未然に防止するとともに、ごみの投棄の様子が撮影された場合は直ちに警察に告発することとしています。
<b>環境美化区域の指定</b>
市民、事業者が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化を促進し良好な都市機能を保全するため、昭和 59 年に「環境美化条例」を制定しました。 この条例に基づき、毎年、海岸線の 10 地区を環境美化区域に指定し、啓発看板の設置やごみの回収、広報パトロールを地域と一体となって実施しています。
<b>ポイ捨て防止看板の設置</b>
自治会に対して、不法投棄防止、ポイ捨て防止の啓発看板の配布を行っています。

#### (6) 市民協働の取り組み

<b>環境美化里親制度(アダプト・プログラムまいづる)</b>
環境美化に対する市民意識を高め、市民との協働で環境美化活動を行うため、市民が道路等の公共施設の里親となってボランティア活動を実施する「環境美化里親制度」を平成 13 年度に創設。里親である市民が散乱ごみの回収とごみの散乱状況の情報提供を行い、市は里親の活動に必要な清掃用具の支給・貸与、ごみの回収などで、その活動を支援しています。 令和元年度で、27 団体 2 家族 2 個人、882 人が市内の 15 カ所で活動しています。

#### ボランティア清掃の支援

自治会や老人会、ボランティア団体が実施する美化活動に、専用のごみ袋の支給や収集されたごみの回収などの支援を行っています。

#### ごみ集積箱設置事業補助金制度

地域のごみステーションは自治会が管理を行っていますが、ごみステーションのごみ散乱を防止するための集積箱を購入または設置する自治会に対して、設置等の費用の2分の1（上限4万円）を補助金として交付しています。

#### 「舞鶴の川と海を美しくする会」の活動支援

市内28地区の会と50の事業所（令和2年4月時点）などで構成される「舞鶴の川と海を美しくする会」が、毎年6月と10月を美化強調月間と定め、関係機関と協力して全市的規模で河川や海岸などの清掃を実施されています。市は、清掃時の資材提供、清掃後のごみ回収等の支援を行っています。

#### まいづるクリーンキャンペーンの活動支援

「わたしたちのまちを、わたしたちの手できれいにしよう」を合言葉に、平成8年度から全市一斉清掃日を設け、清掃活動を実施しています（平成9年度からは、「まいづるクリーンキャンペーン実行委員会」が主催者として、令和2年度からは「まいづる環境市民会議」のプロジェクトチームとして実施）。市はごみ袋の支給や清掃後のごみ回収などの支援を行っています。

#### 「まいづる環境市民会議」の活動支援

市民、事業者、市民団体等の参加・協働により、「第2期舞鶴市環境基本計画」の具体的な取り組みを中心となって推進するため活動しています。令和元年度末現在で、33団体・58個人が参加しており、環境基本計画の進捗管理を行うとともに、「地球温暖化防止」、「循環型社会」、及び「生物多様性」の3つのプロジェクトチームにより、環境保全活動に取り組んでおり、市はその活動の支援を行っています。

平成30年度は、市内において、環境分野で模範的かつ顕著な成果があった活動を行う個人、団体又は事業者に対して表彰する「環境市民表彰制度」のほか、環境啓発イベント「まいづる環境フェスタ」の開催など啓発活動に取り組んでいました。

## 1-4 収集運搬の現況

### (1) 収集運搬体制

家庭系ごみについては、市が許可業者または委託業者による収集・運搬を行うほか、排出者等が直接処理施設へ搬入することができます。

事業系可燃ごみについては、事業者が許可業者へ収集を依頼するか、処理施設へ直接持ち込むこととしています。なお、事業所から発生する不燃ごみは産業廃棄物に該当することから、本市ではその受け入れを行っていません。

3Rの推進やごみ処理における市民サービスの充実、公平な受益者負担等の観点から、令和3年7月より、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみについて指定ごみ袋制による有料化を行うとともに、可燃ごみ処理手数料の値上げを実施します。

表 2-7 家庭系ごみの収集運搬体制(令和3年7月～)

分別区分	項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料
可燃ごみ		週2回	許可		指定袋	有料 (料金見直し)
不燃ごみ	金属類	月1回	委託	ステーション	コンテナ	無料
	飲料用空缶類					
	食 用 び ん 類					
	白色(透明)					
	茶色					
	その他のびん					
	ペットボトル	月2回			指定袋	有料
	プラスチック容器包装類					
埋立ごみ	月1回	コンテナ	無料			
有害ごみ						
粗大ごみ		月2回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料※
古紙(分別収集)		月1回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしぼる (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料
拠点(ボックス)回収		随時	直接	拠点	ボックス	

注)網掛けは令和3年7月からの変更部分。

※:粗大ごみの収集運搬にかかる手数料

### (2) 直接搬入の受入体制

清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入時に一般廃棄物の搬入受付に係る手数料を徴収します。(令和3年7月から)

## 1-5 中間処理施設及び最終処分場の現況

### (1) 施設の概要

#### ①焼却施設

清掃事務所の概要は、表 2-8 のとおりです。

焼却設備の老朽化による処理能力の低下に対し、表 2-9 のとおり更新・改良・一部新設することで、焼却施設の長寿命化を計画しています。〔令和 6 年度供用開始〕

表 2-8 清掃事務所の概要

名称	舞鶴市清掃事務所	
工場名	第一工場	第二工場
所在地	舞鶴市字森 1515 番地	
面積	10,226m <sup>2</sup>	
処理能力	80t/16h(40t/16h×2炉)	60t/16h(30t/16h×2炉)
竣工	平成5年3月	昭和 58 年3月
基幹改造竣工	平成 14 年 11 月	平成 13 年8月
処理方式	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)	准連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)

表 2-9 焼却施設の長寿命化工事

処理能力	120t/日
供用開始	令和6年度～(15年間)

#### ②リサイクルプラザ

リサイクルプラザの概要は、表 2-10 のとおりです。リサイクルプラザは供用開始から 24 年が経過し、経年劣化による損傷や腐食等が見られます。適正な処理を継続するため、大規模改修等の整備または新設する必要があります。

表 2-10 リサイクルプラザの概要

名称	舞鶴市リサイクルプラザ	
所在地	舞鶴市字森小字大谷 65 番地の 2	
面積	約 12,000m <sup>2</sup>	
処理能力	40t/日(40t/5h) 破碎系 24.4t/5h 飲料用空缶系 2.9t/5h プラスチック容器類系 12.7t/5h	
竣工	平成 10 年3月	

### ③最終処分場

既存の最終処分場の概要は、表 2-11 のとおりです。新規最終処分場の概要は、表 2-12 のとおりであり、令和 3 年度の供用開始を計画しています。

表 2-11 最終処分場の概要

名称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場
所在地	舞鶴市字大波上小字田黒 1367 番地2
面積	約 34,000m <sup>2</sup>
処理能力	埋立処理施設 埋立面積 : 18,000m <sup>2</sup> 埋立容量 : 100,000m <sup>3</sup> 埋立期間 : 平成 22 年度 ~ 令和3年度

表 2-12 次期最終処分場の概要

名称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場(次期)
所在地	舞鶴市字大波上小字田黒地内
面積	約 19,000m <sup>2</sup>
処理能力	埋立処理施設 埋立面積 : 11,000 m <sup>2</sup> 埋立容量 : 123,000 m <sup>3</sup> (内土堰堤 23,000m <sup>3</sup> ) 埋立期間 : 令和3年度 ~ 令和 17 年度

## 1-6 ごみ処理費用

ごみ処理費用は、図 2-7 のとおりです。総処理費用は近年減少傾向を示しており、令和元年度に 1,350 百万円となっています。

市民 1 人当たりの処理経費及びごみ 1 t 当たりの処理経費も近年減少傾向を示しており、市民 1 人当たり 16,673 円、ごみ 1 t 当たり 51,542 円となっています。

しかし、施設維持に要する各種機材や人件費の高騰、消費税増税により費用が増加しており、今後、1 人当たりのごみ処理費用の増加が予測されます。

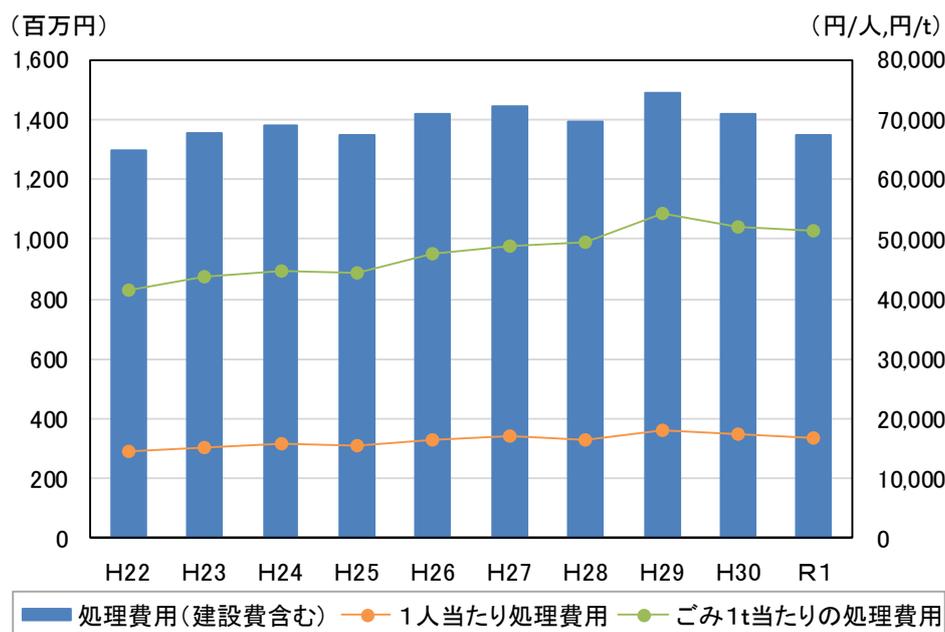


図 2-7 ごみ処理費用

## 第 2 節 類似都市との比較

本市と類似都市8都市の総排出量及び資源化量は、表 2-13 のとおりです。

- 「1人1日あたりごみ量」は、本市は高山市の次に高い値を示しています。
- 「資源化量」をみると、本市においては特に古紙やプラスチック類に資源化の余地があります。令和元年に実施した可燃ごみ細組成調査において、可燃ごみ中にリサイクル可能な紙類、プラスチック類がそれぞれ 20.6%、9.1%含まれている結果となっており、分別を徹底することで資源化率を上げることが可能であると考えられます。
- 「最終処分される割合」は、セメント原料化等の焼却灰の有効利用を行っている自治体が低い値を示しています。本市においても、最終処分量の約半分を焼却灰が占めており、焼却灰の有効利用を図っていきます。
- 「人口1人あたり年間処理経費」は、本市は綾部市の次に高い値を示しています。

表 2-13 総排出量及び資源化量(平成 30 年度)

項目	自治体等	舞鶴市	北上市 (岩手県)	鎌ヶ谷市 (千葉県)	柏崎市 (新潟県)	高山市 (岐阜県)	綾部市	福知山市	亀岡市	木津川市
	人口	人	82,767	92,661	109,962	84,516	86,951	33,773	78,532	88,833
総排出量	t/年	27,613	27,354	31,505	28,205	31,481	10,810	24,350	24,995	20,895
1人1日あたりごみ量	g/人・日	914	809	785	914	992	877	849	771	744
資源化量	t/年	3,509	7,295	6,903	5,407	5,247	5,246	4,218	4,166	4,858
紙類	t/年	2,016	3,486	2,448	1,983	2,068	1,108	2,278	2,409	2,256
紙/パック	t/年	—	32	—	20	24	5	22	—	17
紙製容器包装	t/年	—	—	—	155	438	—	—	—	—
金属類	t/年	597	477	1,833	600	526	49	432	178	434
ガラス類	t/年	390	610	692	500	910	219	408	547	332
ペットボトル	t/年	141	205	331	181	372	53	183	120	173
白色トレイ	t/年	—	9	—	—	12	1	—	—	—
容器包装プラ	t/年	—	589	1,362	593	594	—	725	691	852
プラスチック類	t/年	286	—	—	1	31	—	—	—	—
布類	t/年	2	49	101	—	—	194	103	140	200
肥料	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	371
固形燃料	t/年	—	—	—	—	—	3,612	—	—	197
セメント原料化	t/年	—	1,810	—	—	—	—	—	—	—
廃食用油	t/年	—	—	—	7	—	—	32	—	—
その他	t/年	77	28	136	1,367	272	5	35	81	26
資源化率	%	12.7	26.7	21.9	19.2	16.7	48.5	17.3	16.7	23.2
最終処分される割合	%	15.7	4.7	7.9	9.8	17.5	15.4	20.2	21.5	9.4
人口1人あたり年間処理経費	円/人	15,822	6,735	13,497	10,371	12,172	20,812	15,144	9,908	12,712

資料：一般廃棄物処理実態調査(平成30年度)

### 第 3 節 考察

#### ① ごみ排出量からみえる問題

- 過去 10 年間のごみ排出量は、減少傾向を示しています（表 2-14 参照）。総排出量は、人口が減少していることもあり、減少傾向を示しています。
- 生活系ごみの減少は、可燃ごみの有料化をはじめ、不燃ごみの分別品目拡大、ペットボトルの分別など、ごみの減量や資源化の様々な施策を展開し、市民のごみに対する意識の向上によることも考えられます。
- 古紙類の減少が大きいのは、新聞の定期購読の解約をはじめとした発行部数の低下、小売店等での拠点回収、空き地等に設置している民間の古紙回収ボックスの増加などによることも考えられます。
- 可燃ごみにおいて、実態把握の方法を平成 30 年度から見直し、事業系ごみの割合をより実態に近い数値が把握できるようになりました。今後も本調査を継続し、精度の高い実態把握に努めていきます。

表 2-14 ごみ排出量の実績(生活系・事業系別)

(単位:t/年)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
排出量	生活系	可燃ごみ	15,055	15,149	14,884	14,823	14,782	14,683	14,278	13,826	13,858	13,394	
		不燃ごみ	金属類	272	254	269	261	220	215	212	216	224	216
			飲料用空缶類	191	169	164	157	125	114	111	110	114	116
			食用びん類	557	518	498	477	444	439	432	417	395	389
			ペットボトル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	172
			プラスチック容器類	688	631	644	653	618	594	591	588	595	627
			埋立ごみ	1,309	1,237	1,387	1,344	1,281	1,401	1,134	1,080	1,175	1,171
			有害ごみ	44	74	76	76	76	76	69	70	72	63
	計	3,060	2,881	3,038	2,967	2,764	2,839	2,550	2,480	2,575	2,754		
	粗大ごみ	721	785	1,010	1,000	1,004	1,163	852	927	873	921		
	古紙	2,049	1,943	1,772	1,637	1,439	1,316	1,231	1,159	1,117	1,081		
	集団回収	1,366	1,174	1,160	1,130	1,039	960	883	844	740	753		
	家庭系排出量	22,250	21,933	21,865	21,558	21,029	20,961	19,794	19,236	19,163	18,903		
事業系	可燃ごみ	8,756	8,762	8,649	8,690	8,632	8,493	8,098	7,919	7,888	7,107		
	古紙	336	314	291	283	243	228	199	200	191	178		
	事業系排出量	9,092	9,076	8,940	8,973	8,875	8,721	8,297	8,119	8,079	7,285		
総排出量		31,342	31,009	30,805	30,531	29,903	29,682	28,090	27,355	27,242	26,188		

- 過去 10 年間の収集量及び直接搬入量は、表 2-15 のとおりです。
- 家庭系可燃ごみは、収集量が減少し、直接搬入量が増加しています（図 2-8 参照）。これは、清掃事務所へ直接搬入する際に、搬入者に対して直接搬入のための手数料を徴収しておらず、また平日、日祝日を問わず搬入制限を行っていないことに起因する、本市のごみ収集過程の特徴であるといえます。

このことは、ごみの排出機会の拡大に寄与する一方で、ごみステーションによる収集を基本としている本市のごみ収集体制の効率を下げる結果になっているほか、処理施設の混雑による安全確保や可燃ごみを装った不燃ごみ搬入の問題、さらにはごみを出しやすい環

境を作ることが、かえってごみの排出抑制を妨げる懸念もあります。

- 家庭系不燃ごみも、収集量が減少し、直接搬入量が増加しています（図 2-10 参照）。その要因は可燃ごみと同様、直接搬入に対する手数料徴収の未実施及び利用者の利便性に配慮した施設運営によるものであると考えられます。（リサイクルプラザは土曜日曜の施設への直線搬入の場合は予約の手続きが必要。）

表 2-15 ごみ排出量の実績(収集・直接搬入別)

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		
人口		89,899	88,869	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115	82,949	81,877	80,957		
収集ごみ	可燃ごみ	家庭系 <sup>※1</sup>	(12,289)	(12,369)	(12,133)	(11,951)	(11,952)	(11,625)	(11,494)	(11,490)	11,421	10,652	
		事業系 <sup>※1</sup>	(7,094)	(7,140)	(7,004)	(6,899)	(6,900)	(6,711)	(6,635)	(6,633)	6,594	5,833	
		計	19,383	19,509	19,138	18,851	18,852	18,335	18,129	18,123	18,015	16,485	
	不燃ごみ	金属類	180	165	163	152	129	125	120	119	127	114	
		飲料用空缶類	139	119	111	103	78	68	64	61	62	59	
		食用びん類	茶	159	143	137	127	115	106	104	98	92	92
			白	217	202	191	178	164	163	151	146	138	131
			青・緑	43	44	43	40	38	38	36	35	35	43
			黒	9	8	7	7	7	8	8	9	8	
		計	427	396	377	352	323	314	299	288	273	266	
		ペットボトル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93
		プラスチック容器包装類	543	483	478	456	424	411	412	408	411	418	
		埋立ごみ	772	712	716	676	614	601	571	563	547	445	
		有害ごみ	33	62	65	63	64	64	58	58	60	51	
	計	2,094	1,937	1,909	1,801	1,631	1,583	1,523	1,497	1,480	1,445		
	粗大ごみ	18	17	18	24	24	23	28	29	31	34		
	計	21,495	21,463	21,065	20,675	20,506	19,941	19,680	19,649	19,526	17,964		
排出量	可燃ごみ	家庭系	2,766	2,781	2,751	2,872	2,830	3,059	2,785	2,337	2,437	2,742	
		事業系	1,662	1,622	1,645	1,791	1,732	1,782	1,462	1,287	1,294	1,274	
		計	4,428	4,402	4,396	4,663	4,562	4,840	4,247	3,623	3,731	4,017	
	不燃ごみ	金属類	92	89	106	109	91	90	93	97	97	102	
		飲料用空缶類	52	50	53	54	47	46	47	49	52	57	
		食用びん類	茶	38	33	36	37	34	37	42	41	37	42
			白	74	70	66	69	65	69	66	66	63	58
			青・緑	16	17	18	18	22	19	24	22	22	24
			黒	2	2	1	0	0	0	0	0	0	
		計	130	121	121	125	121	125	133	129	122	124	
		ペットボトル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	80
		プラスチック容器包装類	145	148	166	197	195	183	179	181	184	208	
		埋立ごみ	537	525	672	668	667	800	563	518	629	726	
		有害ごみ	11	11	11	13	12	13	12	12	12	12	
	計	966	944	1,129	1,167	1,133	1,256	1,027	984	1,095	1,309		
	粗大ごみ	703	769	992	976	980	1,140	824	897	842	887		
	古紙 (清掃事務所)	生活系 <sup>※2</sup>	(560)	(538)	(486)	(454)	(397)	(391)	(379)	(363)	(360)	(382)	
事業系 <sup>※2</sup>		(336)	(314)	(291)	(283)	(243)	(228)	(199)	(200)	(191)	(178)		
計		896	852	777	736	640	620	578	563	551	560		
計	6,993	6,967	7,294	7,542	7,315	7,856	6,676	6,067	6,219	6,772			
古紙(分別収集)	1,489	1,405	1,286	1,184	1,042	925	852	796	757	699			
集団回収	古紙類	1,307	1,116	1,101	1,068	990	925	847	804	709	717		
	繊維類	13	8	7	7	7	2	2	3	2	1		
	アルミ類	40	43	45	54	40	29	31	35	29	33		
	廃食用油 <sup>※3</sup>	(6)	(6)	(7)	(2)	(2)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)		
	計	1,366	1,174	1,160	1,130	1,039	960	883	844	740	753		
ごみ排出量	31,342	31,009	30,805	30,531	29,903	29,682	28,090	27,355	27,242	26,188			
ボランティアごみ(不燃)	—	—	—	—	—	14	16	16	13	19			
特殊ごみ	116	481	430	507	420	362	365	478	368	349			
総発生量	31,459	31,489	31,235	31,038	30,323	30,058	28,471	27,849	27,623	26,556			

注) 端数処理の関係で合計が一致しない箇所がある。

令和元年度に、プラスチック容器類→プラスチック容器包装類に変更

※1: 事業系収集ごみのH30からの把握方法見直しによる補正

※2: 古紙は直接搬入の家庭系可燃ごみ及び事業系可燃ごみの比率で按分

※3: 廃食用油0.91t/m<sup>3</sup>とする。

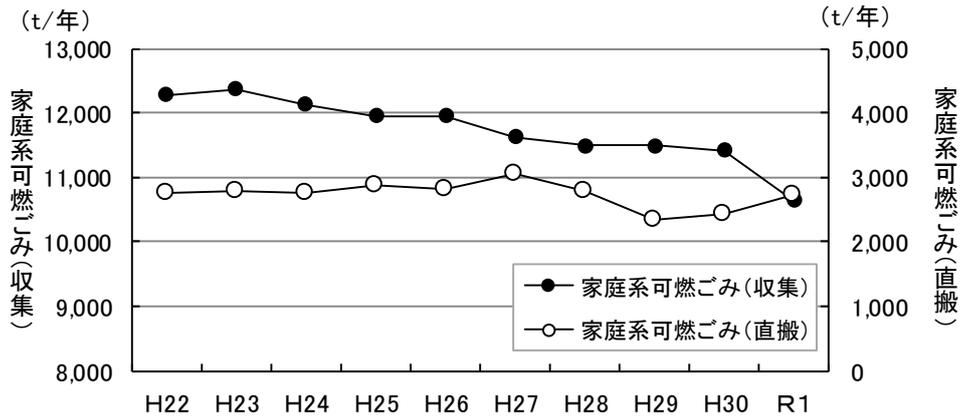


図 2-8 家庭系可燃ごみ(収集及び直接搬入)排出量の推移

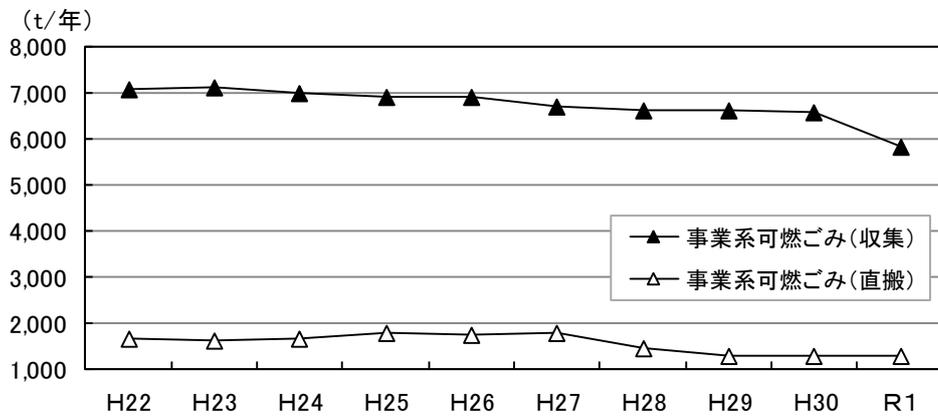


図 2-9 事業系可燃ごみ(収集及び直接搬入)排出量の推移

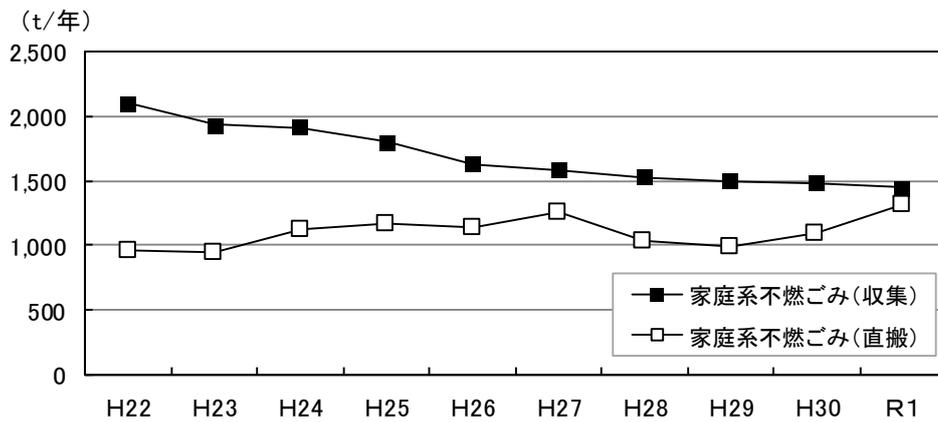


図 2-10 家庭系不燃ごみ(収集及び直接搬入)排出量の推移

## 第 4 節 課題の抽出と分析

---

### ① 舞鶴市の概況（人口）からみえる課題

本市の概況から見える課題は、人口減少、高齢化社会への対応です。

〔高齢化〕

- ・高齢化によりごみ集積所へのごみ出しが難しくなっているケースもあり、高齢者世帯へのごみ収集に関する支援等について、福祉的観点だけではなく、ごみを分別し、適切に排出できる仕組みとして実施する必要があります。

〔地域活動の担い手不足〕

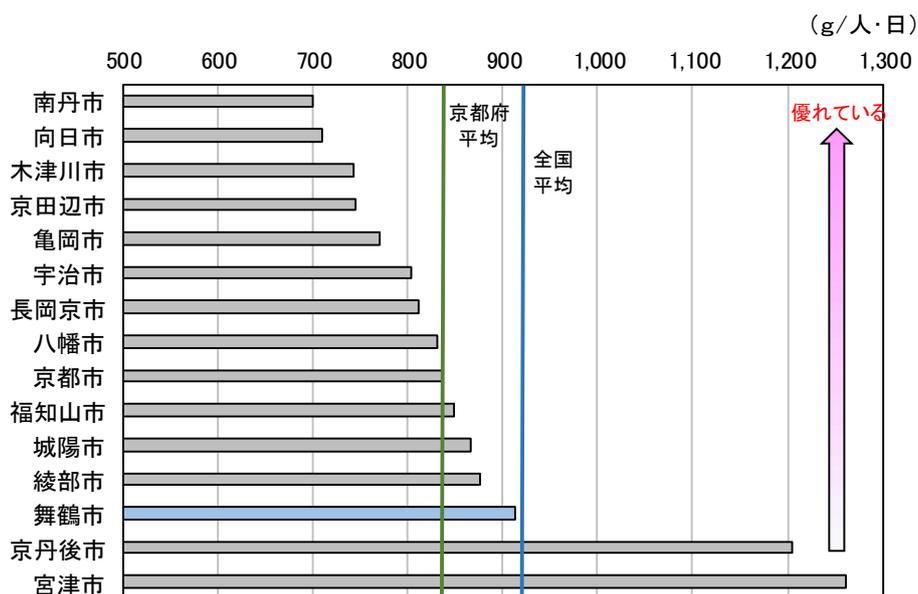
- ・近年、地域社会の高齢化が進み、市民のライフスタイルは多様化し、さらには、人口減少に伴い地域活動の担い手の減少が進んでいます。
- ・ごみに関する取り組みは、市民だけではなく、事業者や行政が、それぞれの役割をしっかりと果たし、志を同じくして連携・協力して進める必要があります。また、パートナーシップによる取り組みを進める上で、情報や学習機会の提供、連携・協力の対象となる地域コミュニティを維持、活性化する必要があります。

### ② ごみの排出状況からみえる課題

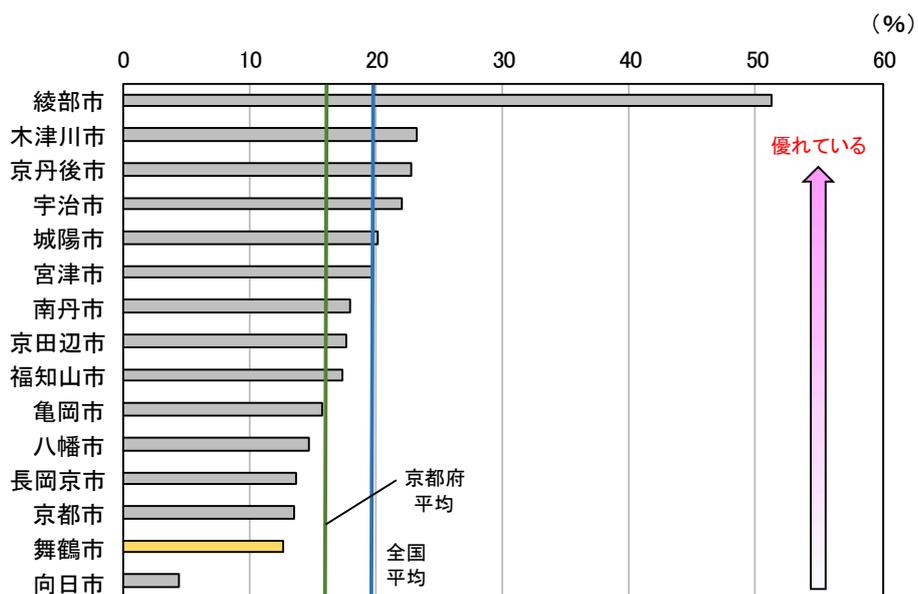
- ・可燃ごみの有料化をはじめ、不燃ごみの分別区分の見直しなど、ごみの減量や資源化、適正処理に向け、様々な施策を展開してきましたが、環境負荷の低減や資源の有効活用、ごみ処理の効率化などの観点から、さらなるごみの発生抑制、分別の推進に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・生ごみについては、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が施行され、食品ロス削減を推進することが宣言されました。本市においても食品ロス削減の広報啓発を行っているところですが、今後さらなる削減に向け、先進事例等を調査研究し、生ごみ全体としての発生・排出抑制の推進を図っていく必要があります。
- ・プラスチックに関しては、「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月 31 日に政府として策定され、プラスチックの 3R を推進する等、プラスチックのあり方が問われています。本市では、ペットボトルとプラスチック容器包装類の分別収集を行っていますが、これらのリデュース（発生抑制、減量）についても今後具体的に検討していく必要があります。

- 市民 1 人 1 日あたりごみ排出量は、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、府平均と比較すると本市の排出量は多く、府内 15 市中、13 番目\*となっています。

\* 府や全国との比較は、一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）によるものです。



- ごみの中に資源となりうるものが含まれています。可燃ごみには資源化可能な紙類が 18.0%、プラスチック製容器包装類が 8.5%あり、本来、資源として排出されることでリサイクルが可能なものが、ごみとして焼却されていることから、さらなる分別の徹底により資源化を進める必要があります。そのためにもごみ排出時点での組成調査を継続し、実態把握に努め、市民に状況を周知し、さらなるごみ減量につなげる必要があります。
- 資源化率については、全国平均、府平均のいずれも下回り、府内で 14 番目となっています。



- 可燃ごみに不燃ごみが混入しており、設備故障の原因となっています。清掃事務所に搬入された廃棄物の搬入検査（展開検査）を実施し、不適物の混入について指導する必要があります。

### ③ 直接搬入に関する課題

- 直接搬入車両台数が 20 年前（リサイクルプラザ稼働時期：平成 10 年 5 月）と比較すると、清掃事務所へは約 3.8 倍、個人の搬入台数は約 5.4 倍になっています。また、リサイクルプラザの搬入台数は約 2.1 倍になっており、こうした搬入台数の増加は施設周辺の渋滞を招き、生活環境悪化への懸念の要因となっています。

（単位：台/年）

	清掃事務所			リサイクルプラザ
	事業所	個人	合計	
平成 11 年	25,589	42,802	68,391	64,179
令和元年	25,939	231,384	257,323	135,780

- 事業系ごみにおいては、越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などがみられます。

### ④ ごみ処理体制からみえる課題

ごみ処理体制からみえる課題は、利便性の向上と排出困難者に対応した収集体制の見直しです。

- 令和 3 年 7 月から容積比の大きいペットボトル及びプラスチック容器包装類は、月 2 回収集とします。拠点回収については、指定ごみ袋制による有料化の実施により排出秩序の維持が課題となるため廃止しますが、排出利便に資する新たな手法について検討する必要があります。

### ⑤ 中間処理及び最終処分からみえる課題

中間処理及び最終処分からみえる課題は、安定した処理に向けての施設整備及び体制整備の見直しです。

〔清掃事務所（焼却施設）〕

- 清掃事務所（焼却施設）は、長寿命化工事を進めていますが、こうした施設整備も、整備後の供用可能年数は 15 年程度であり、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となります。
- 埋立処分量の 50%以上を占める焼却灰について、最終処分場の延命化を図るうえでも、焼却灰の有効利用について調査・研究を図っていく必要があります。

#### 〔リサイクルプラザ〕

- ・リサイクルプラザは、供用開始から 23 年が経過し、経年劣化による損傷等がみられます。安定した処理を確保するため、大規模改修等を検討する必要があります。

#### 〔最終処分〕

- ・最終処分場においては、埋立地の増設工事を進めていますが、こうした施設整備も、整備後の供用可能年数は 15 年程度であり、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となります。
- ・中間処理後の最終処分量（埋立ごみ量）について、1 人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、府平均のいずれよりも多く、3Rを進めるとともに、効率的な中間処理が必要となっています。

	舞鶴市(総埋立量)	京都府	全国
平成 29 年	53kg/人・年(4,399t)	39kg/人・年	30kg/人・年
平成 30 年	53kg/人・年(4,365t)	41kg/人・年	30kg/人・年

#### ⑥ ごみ処理費用からみえる課題

- ・ごみ処理施設等のごみ処理体制の維持には、定期修繕費、工事費等を含め年間約 15 億円のごみ処理費用を要しています。市では、これまで廃棄物処理施設の維持管理費用の削減に努めてきましたが、施設の老朽化、要修繕箇所の増加、人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進む中で、施設維持と経費削減の両立が難しくなっています。市としては、経費削減に努めつつも、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持していく必要があります。

#### ⑦ その他（総括的な）の課題

- ・持続可能な地域づくりに向け、さらなる 3R（ごみの減量、再使用、資源化）を進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要があります。
- ・国連における SDGs の採択を契機として、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などの取り組みが強化されつつあり、我が国においても「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減法）の施行、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月）の策定など、国内での取り組みが加速化しており、本市においても、こうした変化を踏まえた対応が必要です。

## 第 3 章 基本方針と目標

### 第 1 節 基本理念

持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制です。ごみの埋立地はどこにでも、いくつでも造ることができる施設ではなく、また、清掃事務所やリサイクルプラザも数十年単位で施設更新に多額の費用を要します。このため、市民一人ひとりがごみの3Rに取り組み、将来の環境負荷と施設整備による財政負担を小さくすること、さらには、こうした3Rの取り組みに市民が積極的に取り組むことができる仕組みづくりが不可欠となります。

3Rの取り組みは、今の生活習慣や行動、経済活動の手法を変えることであり、容易に進むものではありません。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者・行政が連携して、本市のごみの状況を深く理解し、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと3Rを推進しなければなりません。そして持続可能な地域としてこの舞鶴を未来に引き継がなければなりません。

以上の考えのもと、本計画の基本理念は次のとおりとします。

基本理念

**地域みんなで3R**  
**～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～**

## 第 2 節 基本方針

基本理念を実現するために、次の 3 つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1 3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進

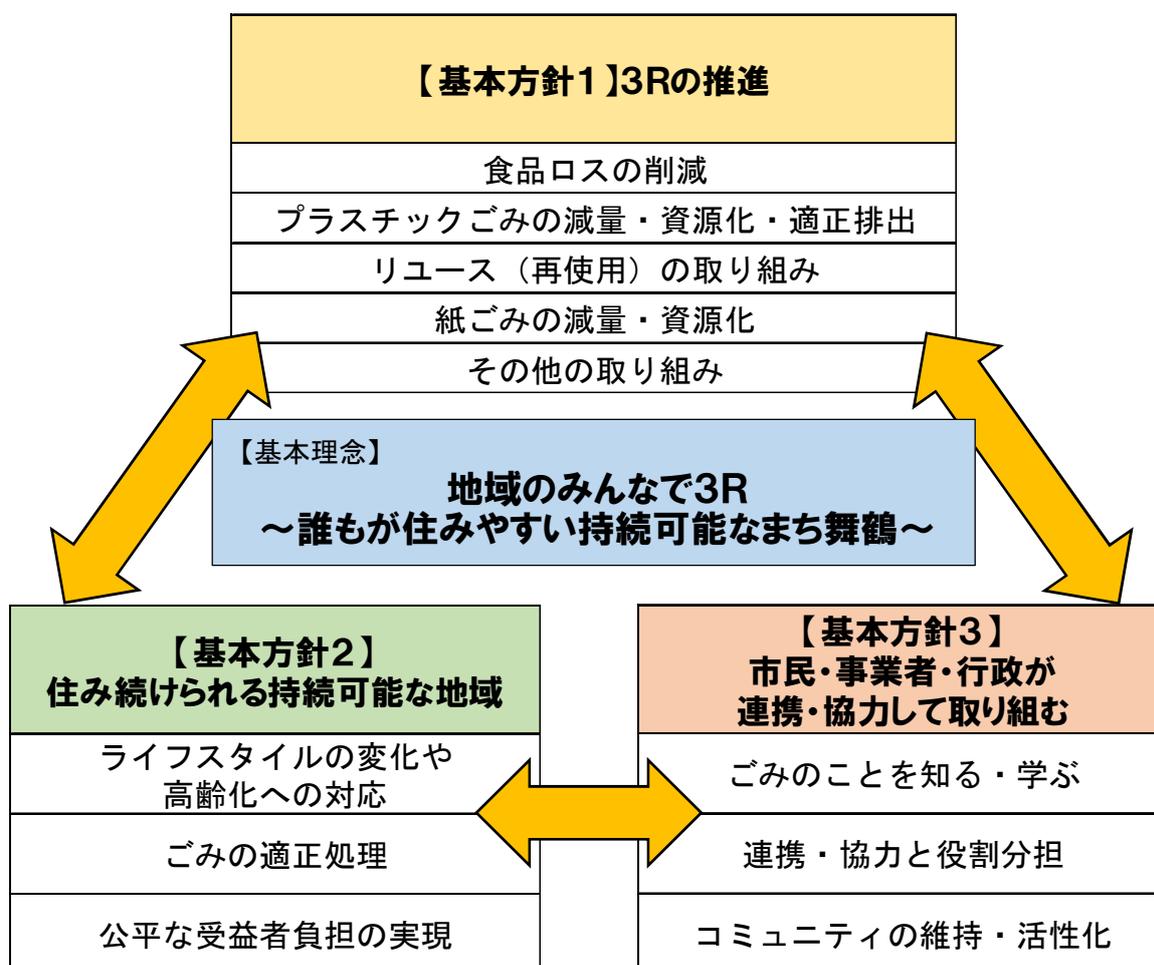
循環型社会形成の基本原則である 3R（リデュース=ごみの減量、リユース=再使用、リサイクル=資源化）を、市民・事業者・行政が一体となって推進します。

### 基本方針2 住み続けられる持続可能な地域

ライフスタイルの変化や高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化中、市民が 3R やごみの適切な排出に取り組むことができる仕組みづくりを行います。

### 基本方針3 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、すべての人に共通する問題であり、地域課題や行政の施策について、三者（市民・事業者・行政）が交流し、情報共有する機会を確保し、一体となって取り組みます。



◎SDGs 未来都市としての一般廃棄物処理基本計画

この計画は平成27年に国連総会において採択された『持続可能な開発目標（SDGs）』を意識した計画としています。

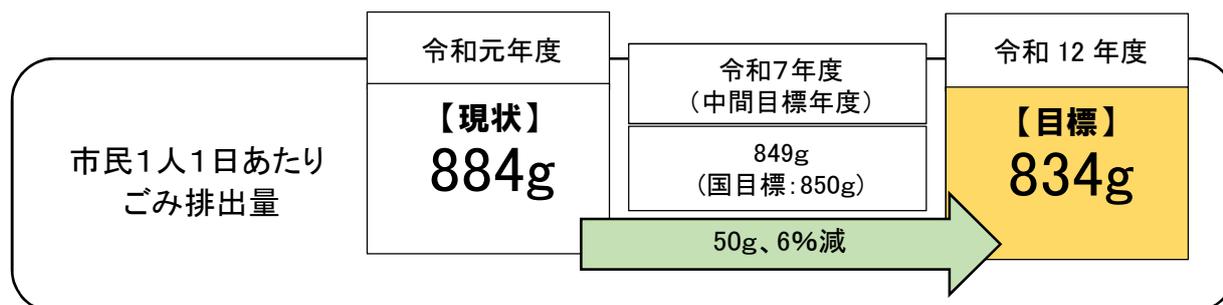
SDGsの17の目標と基本方針との関係は次のとおりです。基本方針と関わりの深い施策を通じて、全体の目標達成を目指していきます。

	基本方針と関わりが深い目標	市の取り組みを通じて達成する目標
<p>【基本方針1】</p> <p>3R(ごみの減量、再使用、資源化)の推進</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>産業と技術革新の基盤をつくら</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>つくる責任 つかう責任</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>1 貧困をなくそう</p>  <p>貧困をなくそう</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓をゼロに</p> </div>
<p>【基本方針2】</p> <p>住み続けられる持続可能な地域</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>安全な水とトイレを世界中に</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>海の豊かさを守ろう</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>陸の豊かさを守ろう</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>働きがいも経済成長も</p> </div> </div>	<div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を実現しよう</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>平和と公正をすべての人に</p> </div>
<p>【基本方針3】</p> <p>市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>質の高い教育</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	

### 第 3 節 目標値

ごみ減量において最も重要な指標となる市民1人1日あたりごみ排出量について、令和12年度に834g/人・日とし、10年間で50g、6%減量する目標を設定します。

国の目標である「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、1人1日あたりのごみ排出量を平成7年度に約850g/人・日と設定しています。本計画においては、中間目標年度である令和7年度には849gとし、国の目標を達成することを目指します。



現状（令和元年度）の884g/人・日から、834g/人・日にするには、50g/人・日の削減が必要です。その削減の目安を表3-1に示します。分類（減量）を積み上げると、51.1gとなり、目標達成が可能となります。

表 3-1 主なごみ減量等の目安

ごみ種	区分	1人1日あたり ごみ排出量 (現状)	減量・分別量 (試算)		
			分類	重量	率
①食品ロス		48g	減量	11g	23%
②調理くず		131g	減量	7g	5%
③資源化可能な紙					
	可燃ごみ排出＋分別排出	142g	減量	5g	4%
	可燃ごみとして排出分のみ	81g	分別	12g	15%
④プラスチック容器包装類					
	可燃ごみ排出＋分別排出	60g	減量	9g	15%
	可燃ごみとして排出分のみ	38g	分別	9g	24%
ペットボトル					
	可燃ごみ排出＋分別排出	6g	減量	0.1g	2%
	可燃ごみとして排出分のみ	0.5g	分別	—	—
⑤埋立ごみ		40g	減量	2g	5%
⑥事業系ごみ		246g	減量	17g	7%

総排出量（原単位）は、令和 12 年度で現状推移 876 g/人・日に対し、目標達成時は 834 g/人・日となります。

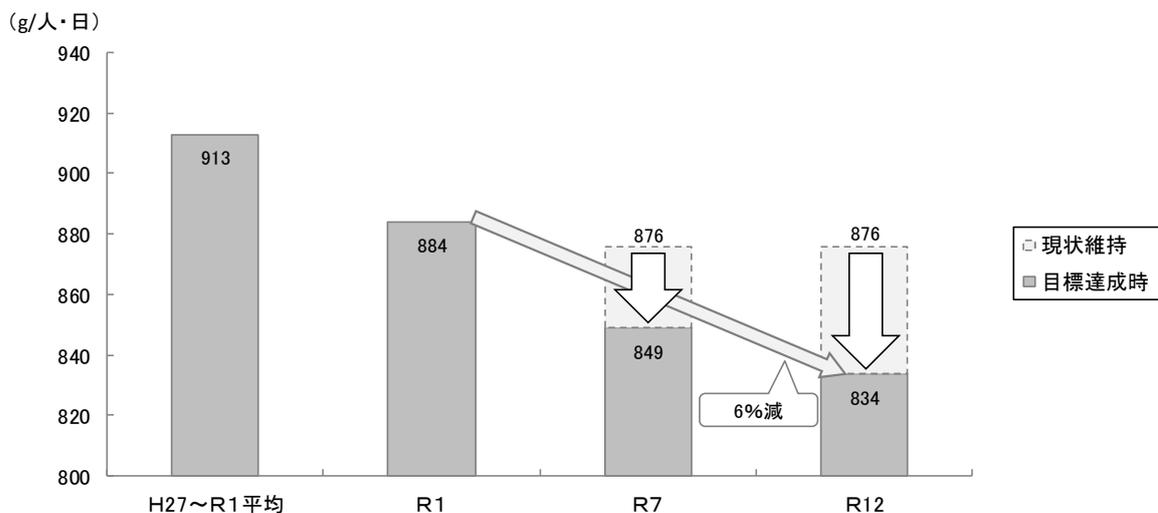


図 3-1 総排出量(原単位)の推移

【指標】

①ごみ総排出量

ごみ総排出量は、令和 12 年度で現状推移 22,486 t/年に対し、目標達成時は 21,409 t/年となります。

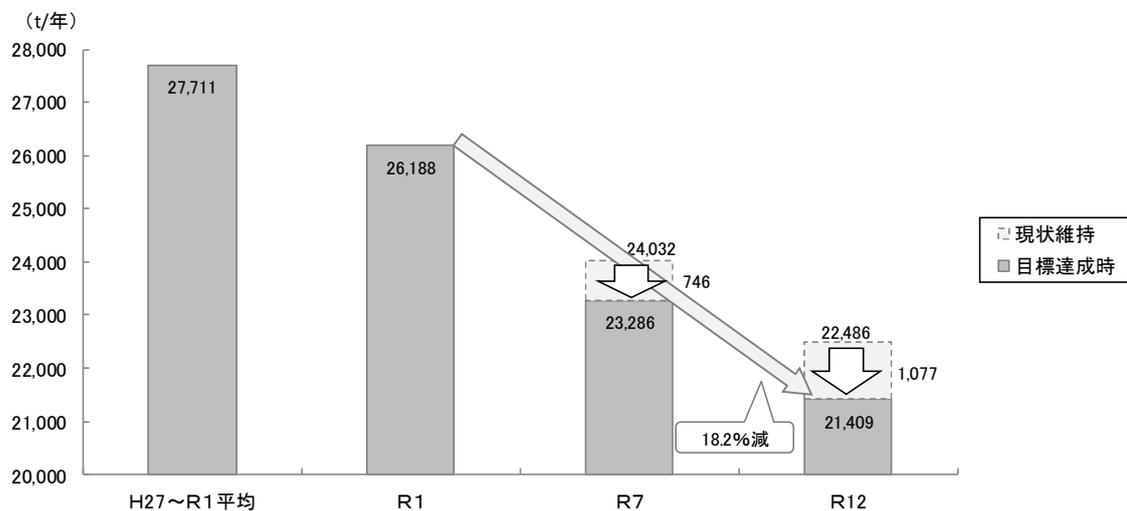


図 3-2 ごみ総排出量の推移

## ②資源化率

資源化率は、令和 12 年度で現状推移 14.8%に対し、目標達成時は 17.5%となります。  
 目標達成時は、ごみ排出量の減少、資源の分別徹底により、現状推移より高くなります。

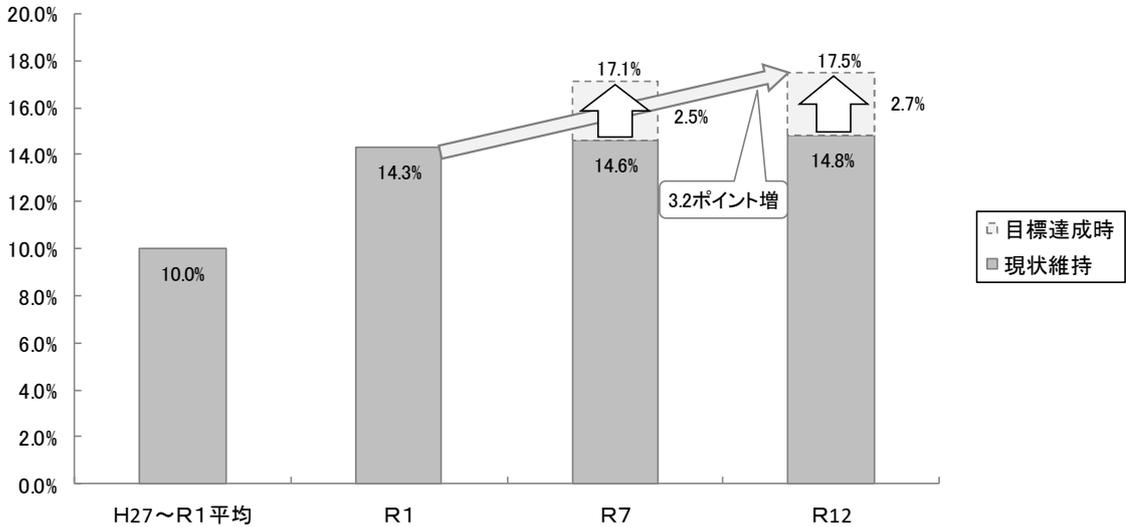


図 3-3 資源化率の推移

## ③最終処分量

最終処分量は、令和 12 年度で現状推移 3,571 t/年に対し、目標達成時は 2,926 t/年となります。

目標達成時は、ごみ排出量の減少や焼却灰の有効利用等により、現状推移より少なくなります。

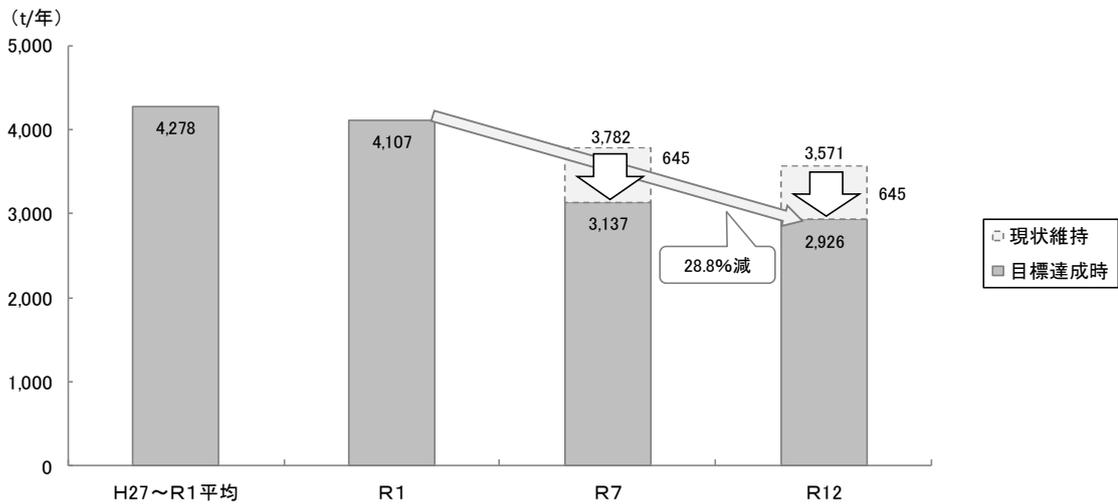


図 3-4 最終処分量の推移

## 第 4 章 ごみの排出量及び処理量の見込み

### 第 1 節 ごみ排出量の見込み〔現状維持〕

ここでは、新たな施策等を行わない場合のごみ排出量を予測します。その結果、図 4-1 のとおりとなります。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、レジ袋の削減などごみを減らす行動が定着しつつあり、将来においてわずかではあるが減少傾向を示します。

ごみ総排出量は、人口減少の影響もあり、減少傾向を示します。

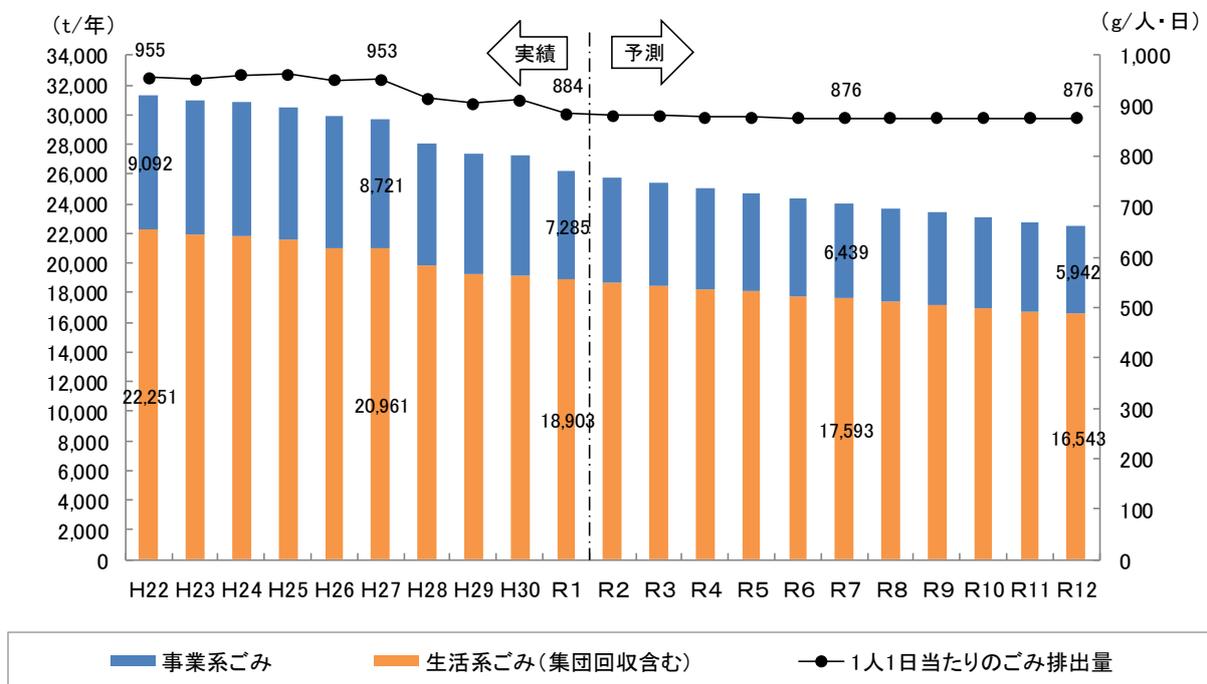


図 4-1 ごみ排出量予測結果(現状維持の場合)

## 第 2 節 ごみ処理量の見込み〔目標達成時〕

新たな施策等を展開した場合のごみ処理量は、図 4-2 のとおりとなります。

ごみ処理手数料の見直しなどにより、排出量〔現状維持の場合〕よりさらに減少します。1人1日当たりのごみ排出量でみると、令和 12 年度において、現状維持では現状（令和元年度）より約 10 g/人・日の削減ですが、目標達成時には現状より約 50 g/人・日の削減となります。

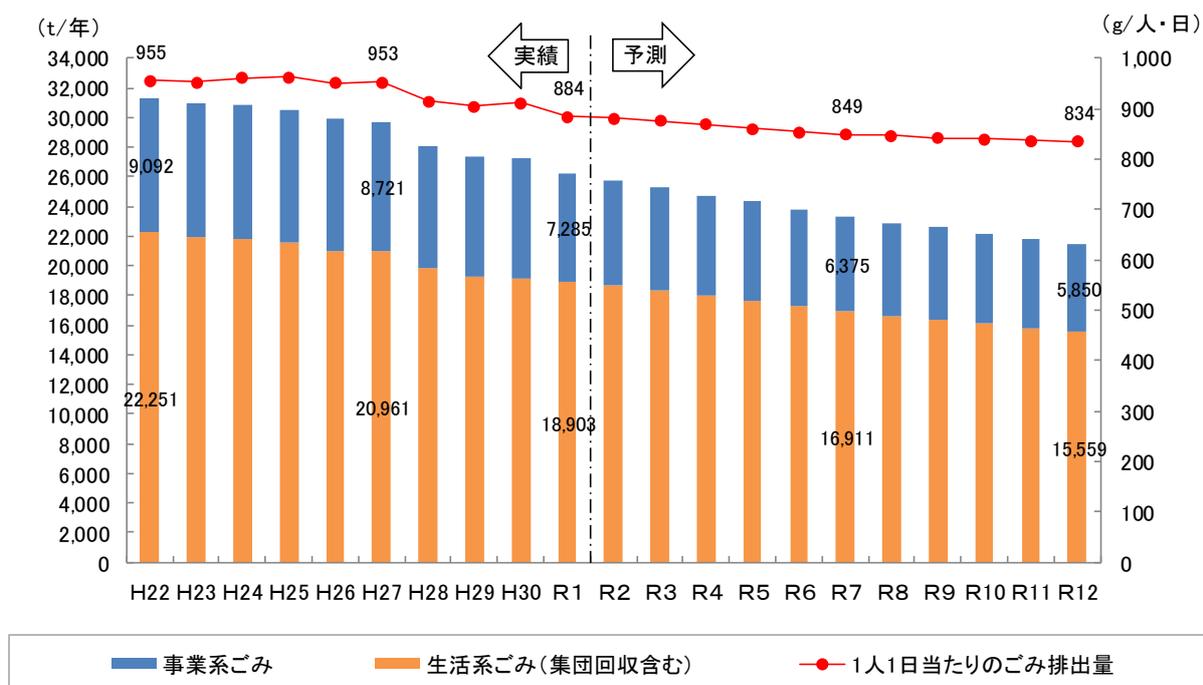


図 4-2 ごみ排出量予測結果(目標達成時の場合)

## 第 5 章 目標達成に向けた具体的施策

推進する取り組みの具体的内容は、以下のとおりとします。

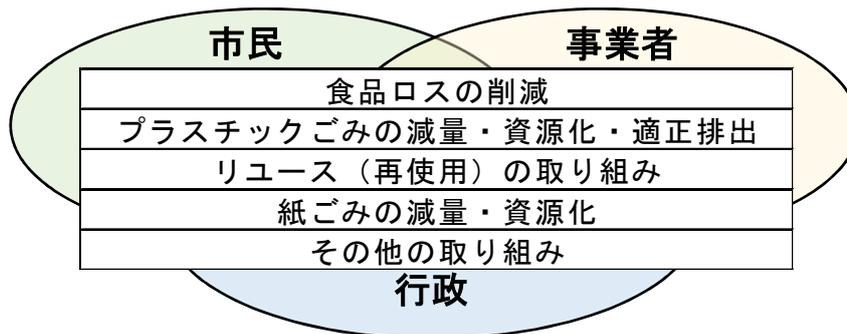
### 第 1 節 【基本方針 1】 3 R（ごみの減量、再使用、資源化）の推進

これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、ライフスタイルや事業活動を転換して、市民・事業者・行政が一体となって、さらなる 3 R に取り組む必要があります。



そのためには、今のライフスタイルを転換すること、つまり、生活習慣や行動、経済活動の転換や見直しを進めることが重要となります。もっとも、こうした転換や見直しは容易に進むものではありません。しかし、今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者が本市の状況を深く理解した上で、ごみに関する行動や習慣を見直し、しっかりと 3 R を推進する必要があります。

3 R の推進に向けた市民や事業者の具体的な取り組みとしては、本市の可燃ごみの約 23% を占める厨芥類（生ごみ）の減量、約 38% を占める紙ごみの減量・資源化のほか、市民一人ひとりの減量行動の有無により排出量に大きな差が生じるプラスチックごみの減量・資源化であり、本市においては優先度の高い取り組みです。



## 1-1 食品ロスの削減

食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことをさします。

市では、これまでからも生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機の購入補助制度を導入するとともに、ごみ分別ルールブック等の啓発冊子を通じて、食品ロスの削減や生ごみの水切りの啓発を行ってきましたが、まだまだ減量の余地があります。

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発に努めます。

市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> ・3キリ(使い切り、食べ切り、水切り) ・生ごみの堆肥化	
<b>【飲食店で外食する際の取り組み】</b> 食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ ・3010 運動(宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は食事の時間とする) <b>【食べ残しゼロ推進店舗】</b> 利用 ⇔ 登録	
<b>【小売店で買物をする際の取り組み】</b> 食材の使い切り ⇔ 少量販売(ばら売り) 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促 消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し	
<b>【保管や調理の工夫】</b> ・家での食材チェック ・食品ロス日記等の調査 ・冷蔵庫整理の促進 ・食材保存方法の工夫	
行 政	
・啓発(飲食店、小売店、地域、学校等) ・情報発信(メルマガ等) ・実態把握(袋調査による組成調査)	

### SDGsとの関係性

食品ロスは、SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』において、「世界全体の 1 人当たりの食品廃棄を半減」させることとしています。また、食品を廃棄することは、生産時に使用した水や飼料、輸送時のエネルギーも無駄にすることになります。さらには、食品を廃棄することで温室効果ガスを発生させるなど、さまざまな環境問題と関わりがあります。

## 市民・事業者(共通)の取り組み例

- ・3キリ(食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切り)  
食材を「使い切り」、食べ残しをしない「食べ切り」、ひとしぼりする「水切り」を励行する。
- ・生ごみの堆肥化  
廃棄するしかない野菜くずなどを堆肥化し、生ごみの減量を図る。  
市民は、市が行う生ごみ処理機の購入補助制度を活用する。
- ・3010 運動  
宴会時の最初の30分と最後の10分は自席で料理を楽しむ運動を推進する。



## 市民の取り組み例

- ・商品の手前取り  
商品棚の手前にある商品や値引き商品などの販売期限が短い商品を選ぶようにする。
- ・消費・賞味期限の理解  
賞味期限は美味しく食べられる期限であり、期限を過ぎても食べられるという賞味期限と消費期限の違いを理解し、ごみ減量行動につなげる。
- ・食品ロス日記等の調査  
家庭で廃棄する手付かずの食品や食べ残しを調査する。
- ・冷蔵庫整理の促進  
定期的に冷蔵庫を整理し、適切な保存と食材を使いきる。また、使う分だけ買う。
- ・食材保存方法の工夫  
肉や魚、野菜の保存方法を工夫し、食材を長持ちさせ、食材を使いきる。

## 事業者の取り組み例

- 〔小売店〕
  - ・少量販売(ばら売り)  
多様なライフスタイルに対応した少量販売を推進する。
  - ・売り切り、販売期限が近い商品の販促  
消費者が販売期限が近い商品を積極的に選べるような販売促進を行っていく。
  - ・表示見直し  
賞味期限の年月日表示から年月表示への変更を検討する。
- 〔飲食店〕
  - ・「食べ残しゼロ推進店舗」の登録  
飲食店や宿泊施設などでの「食べ残しゼロ推進店舗」への登録。

## 行政の取り組み例

- ・啓発・情報発信  
市民へは、3キリ運動や生ごみの堆肥化など食品ロス削減向け具体的な取り組みができるよう啓発する。また、事業者へはごみ減量だけではなく、経済性や取り組みのメリットも情報発信するとともに、市民が事業者の取り組みを支援できるような仕組みづくりを行う。
- ・実態把握  
ごみの排出状況を知るためにも、家庭ごみの袋調査等、細分別調査を継続実施する。

## 1-2 プラスチックごみの減量・資源化・適正排出

プラスチックごみは年々増加し、資源化可能なものであっても、汚れのあるものや適切に分別されないものは最終的には埋立ごみとなります。また、不適正に排出されたり、自然界に流出したものは海洋プラスチックにもなります。海と共に歩み発展してきた本市としても使い捨てプラスチックの減量とプラスチックの海洋流出を防ぐ取り組みが不可欠です。このため、市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底、適正排出に向けた取り組みを進めます。

市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> ・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装 ・マイボトル・マイバッグの利用 ・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択 ・プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化	
<b>【小売店での簡易包装・レジ袋削減】</b> 利用 ⇔ 対応 <b>【小売店での店頭回収】</b> 利用 ⇔ 設置	
・使わないライフスタイル ・レジャー時のごみの持ち帰り	・適正処理(産業廃棄物として処理)



行 政
・ごみ処理手数料の見直し ・排出機会の拡充、月2回収集 ・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置 ・リユース食器の利用機会の拡充と使い捨てプラスチックの使用削減の啓発。行政運営上での取り組みの推進

### SDGsとの関係性

プラスチックごみについては、SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』で「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としており、また、目標 14『海の豊かさを守ろう』では、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」としています。

さらには、生産や輸送で使用する原材料やエネルギーの問題、廃棄する際に発生するCO<sub>2</sub>や有害物質、排水の問題、また、海洋流出に伴う海洋資源への影響とも関わりがあります。



## 市民・事業者(共通)の取り組み例

### ・ワンウェイ容器やレジ袋の使用抑制、簡易包装

ワンウェイ容器よりも詰め替え商品、マイバッグによるレジ袋の使用抑制、簡易包装を推進する。

### ・マイボトル・マイバッグの利用

オフィスや外出先で自分の水筒、タンブラー、カップ、湯飲みなどを持参し、ペットボトル飲料の購入を控える。マイバッグを使用して、レジ袋の使用を抑制する。

### ・詰め替え商品やプラスチックの少ない商品の選択

ワンウェイ商品よりも詰め替え商品、プラスチックの少ない商品を選択する。

### ・プラスチック容器包装類、ペットボトルの分別・資源化

プラスチック容器包装類やペットボトルは資源化されるよう、適正に排出する。

## 市民の取り組み例

### ・簡易包装・レジ袋削減

簡易包装を積極的に利用。また、レジ袋使用を控える。

### ・使わないライフスタイル

環境に配慮し、プラスチック容器包装類を使わない(購入しない)ライフスタイルを心がける。

### ・レジャー時のごみの持ち帰り

海・川などレジャーごみの持ち帰りに努める。



## 事業者の取り組み例

### ・簡易包装・レジ袋削減の対応

簡易包装やレジ袋削減のさらなる推進。

### ・適正処理(産業廃棄物として処理)

事業系ごみの適正処理に向け、プラスチック包装類を分別し、産業廃棄物として処理する。また、プラスチックの処理に際しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努める。

## 行政の取り組み例

### ・ごみ処理手数料の見直し

有料化により、プラスチックごみ減量への動機づけを図ると共に、排出量に応じた費用負担により、公平な受益者負担を図る。

### ・排出機会の拡充、月2回収集

ペットボトル、プラスチック容器包装類の収集回数を月2回とし、排出利便性を高め、排出機会の拡充を図る。

### ・簡易包装、レジ袋削減の取り組み推進のための協議の場の設置

市民・事業者・行政の3者によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減など、ごみ減量・資源化につながるさらなる取り組みについて検討する。

### 1-3 リユース（再使用）の取り組み

リユースは、「もの」を長く・何度も使用することにより使用期間を延ばし、ごみを削減するだけでなく、資源消費量の削減や、製造・輸送の際のエネルギー消費量を削減するなど、リデュースと並び循環型社会形成に向けた重要な取り組みと位置付けられています。

リユースは、循環型社会形成に向けた重要な取り組みの一つであり、人と人との繋がり、コミュニティ形成の効果も期待されるものであるため、引き続き効果的な啓発に努めます。

市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し使う、修理して使う</li> <li>・必要とする人に使ってもらう(フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスの利用など)</li> <li>・退蔵品(不要になっても捨てずに保管しているもの)の有効活用</li> </ul>	
<b>【小売店での修理対応】</b>	
ものを修理して使う ⇔ 修理対応	



行 政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、提供</li> <li>・子ども服や再生家具の提供、おもちゃ交換会などのリユース事業、イベントの活性化・充実</li> <li>・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報(修理対応店舗等)の発信</li> <li>・リユース食器の利用機会の拡充啓発</li> </ul>

#### SDGsとの関係性

SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』では「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としています。

リユース（再使用）により「もの」の寿命を延ばすことは、「もの」の製造で使用するエネルギー消費や廃棄に伴うCO2等の環境への負荷を減らすことにもつながります。

## 市民・事業者(共通)の取り組み例

- ・繰り返し使う、修理して使う  
ものを長く使用するため、繰り返し・修理して使用し、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」に努める。
- ・必要とする人に使ってもらう  
フリーマーケットやリサイクルショップを活用し、リユース（再使用）に取り組む。
- ・退蔵品(不要になっても捨てずに保管しているもの)の有効活用  
不要になっても捨てずに保管している「退蔵品」は、長く保管されることにより「もの」としての価値は低下するため、価値が下がるまでにリユース品として有効活用を図る。

## 市民の取り組み例

- ・ものを修理して使う  
ものを修理したり、リメイクして使用するというライフスタイルに努める。

## 事業者の取り組み例

- ・修理対応  
ものの修理やリメイク対応の充実に努める。

## 行政の取り組み例

- ・子ども服や再生家具の提供、おもちゃ交換会などのリユース事業、イベントの活性化・充実  
リユース事業やイベントの活性化・充実を図る。
- ・フリーマーケット等のリユース活動や、リペア情報(修理対応店舗等)の発信  
フリーマーケットやリペアサービスなどの情報を収集し、市のホームページ等を活用して発信する。
- ・リユース食器の利用機会の拡充啓発  
イベント等でのリユース食器の使用は、発生するごみの減量だけではなく、啓発効果も大きい  
ため、今後も継続し、リユース食器の利用を啓発する。

## 1-4 紙ごみの減量・資源化

可燃ごみの中には、リサイクルできる紙類が約 23%含まれており、紙ごみの資源化の余地は大きい状況にあります。このため、さらなる紙ごみの減量・資源化に向け、啓発・支援に努めます。

また、事業系紙ごみのさらなる分別・資源化に向けたさらなる取り組みを進める必要があります。

市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> ・ペーパーレスの推進 ・資源化できる紙の分別、雑紙(その他の紙)の分別	
・集団回収の活用	・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化



行 政
・集団回収の活性化 ・情報収集、提供(資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携) ・排出機会の確保 ・事業系紙ごみの搬入抑制策 ・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進

### SDGsとの関係性

SDGs 目標 12『つくる責任つかう責任』で「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」としています。

紙ごみの減量・資源化は、目標 15『陸の豊かさを守ろう』の陸域生態系の保全、森林の持続可能な経営とも関わりが深く、さらには、エネルギーや CO2 の削減等にも関係する取り組みでもあります。

## 市民・事業者(共通)の取り組み例

### ・ペーパーレスの推進

紙ごみの発生抑制の観点から、紙の分別・リサイクル以上に紙を使わないこと(ペーパーレス)を推進する。

### ・資源化できる紙の分別、雑紙(その他の紙)の分別

資源化できる紙や、リサイクル可能な雑紙の分別を推進する。



## 市民の取り組み例

### ・集団回収の活用

集団回収活動を通じて、地域住民の排出機会の確保とリサイクルの取り組みを推進し、コミュニティの活性化につなげる。

## 事業者の取り組み例

### ・シュレッダー古紙や機密文書等の資源化

秘匿性の高い文書や個人情報に記載された紙をリサイクルできるルートの確保を図る。

## 行政の取り組み例

### ・集団回収の活性化

決まった場所、決まった日時での拠点型集団回収の活性化を図るなど、既存の集団回収活動の活性化を図ることにより、市民の排出機会を確保し、リサイクルをさらに推進する。

### ・情報収集、提供(資源化ルートの確保、古紙等取扱業者との連携)

古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなどの資源化ルートに関する情報を提供する。

### ・排出機会の確保

小売店での店頭回収の拡充や拠点型の集団回収(古紙等)の活性化を図るとともに、公共施設での拠点回収を実施する。

### ・事業系紙ごみの搬入抑制策

事業者に対する搬入時の分別指導の実施する。また、秘匿性の高い文書や個人情報に記載された紙をリサイクルできる資源化ルートに関する情報提供を行う。

### ・会議等のペーパーレス化、デジタル化など市主催会議での取り組み推進

各種会議の運営において可能な範囲でペーパーレス化、デジタル化を進め、効率性の高い業務運営に努める。

## 1-5 その他の取り組み

環境負荷の少ない行動の啓発や事業系ごみの減量・適正排出への対応に努めます。

市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進 ・環境負荷の少ない商品の購入	
・使用済小型家電の分別 ・集団回収やリユース活動への参画	・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進



行 政
・事業系ごみ量の実態把握 ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化 ・事業系ごみを生活ごみとして(または装って)地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応 ・使用済小型家電回収ボックスの設置 ・古紙等資源回収活動(集団回収)への報奨金の交付 ・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達

### SDGsとの関係性

SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

こうした一連の3Rの取り組みは、目標8『働きがいも経済成長』での「世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善」することや、目標9『産業と技術革新の基盤をつくろう』での「資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善」することにもつながります。

## 市民・事業者(共通)の取り組み例

- ・環境負荷の少ない行動、ライフスタイル、事業活動の推進  
ごみの排出抑制、資源化に向けた行動を実施し、環境に配慮した生活に心がけたライフスタイル、事業活動を実行する。
- ・環境負荷の少ない商品の購入  
CO<sub>2</sub>排出に考慮する等など、環境負荷の少ない商品の購入に努める。

## 市民の取り組み例

- ・使用済小型家電の分別  
排出秩序を維持し、使用済小型家電の分別を推進する。
- ・集団回収やリユース活動への参画  
自主的な活動である集団回収やリユース活動へ参画する。

## 事業者の取り組み例

- ・事業系ごみの適正処理の徹底、減量への取り組み  
事業系ごみの適正処理に向け、ごみの減量・資源化を図り、適正排出に努める。
- ・マイリサイクル店への参画など、3Rを意識した事業活動の推進  
簡易包装の推進、店頭での牛乳パック・トレー等の回収などによるごみの減量やリサイクルに取り組む。また、マイリサイクル店に登録する。

## 行政の取り組み例

- ・事業系ごみ量の実態把握  
事業系ごみは、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なるため、展開検査等を実施し、事業系ごみの実態を把握する。  
収集業者に事業系ごみ量の把握と排出事業者に関する資料提出を要請する。
- ・事業者責任の明確化  
事業者向けに「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、ごみ排出・処理責任の明確化を図る。
- ・多量排出事業者による減量計画、市への報告の義務化  
多量排出事業者による減量計画策定を検討する。
- ・事業系ごみを生活ごみとして(または装って)地域のごみ集積所に排出する不適正排出への対応  
事業系ごみが、生活系ごみとして地域のごみステーションに排出されている対策として、展開検査や取り残しなどを実施する。
- ・古紙等資源回収活動(集団回収)への報奨金の交付  
市民の自主的な取り組みである集団回収に、より多く参画・協力いただけるよう報奨金の交付を継続する。
- ・行政運営における環境負荷の少ない製品の積極的な調達  
庁内で使用する備品に関して、環境負荷低減に資する製品及びサービス等の優先的購入(グリーン購入)に努める。

## 第 2 節 【基本方針 2】住み続けられる持続可能な地域

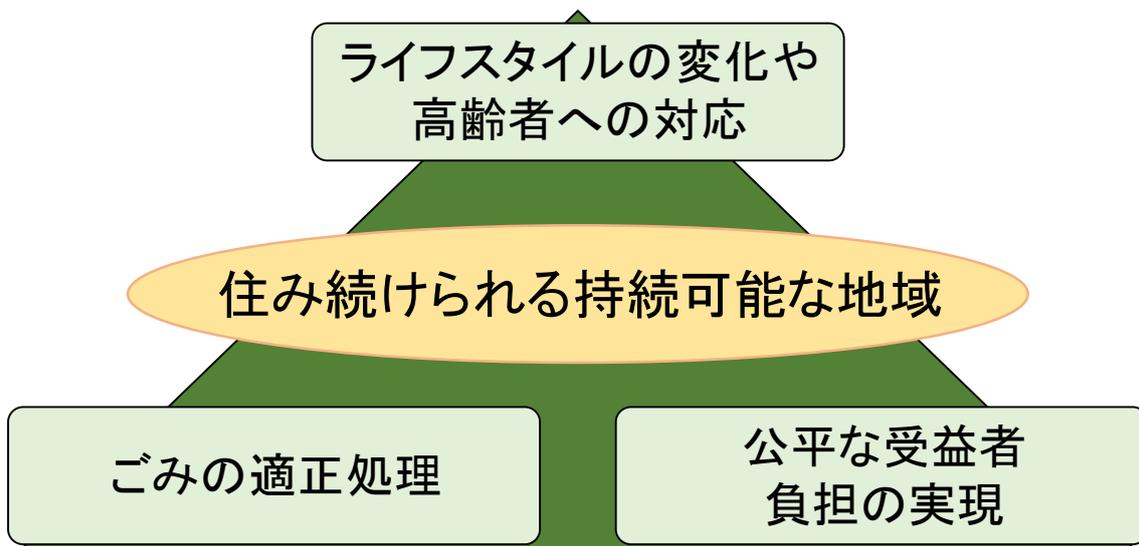
高齢化や人口減少が進み、市民のライフスタイルも多様化し、地域の状況は年々変化しています。

また、食品ロスの問題やプラスチックの削減・資源化、海洋プラスチック問題などにおいては、国際協調の下で新たな取り組みが進められており、私達に身近な地域社会においてもさらなる取り組みが求められています。



持続可能な地域の基盤の一つは、環境面、財政面の両面における持続可能なごみ処理体制であり、これからの持続可能な地域づくりに向けては、さらなる3Rを進め、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指す必要があります。

こうした中、住み続けることができる持続可能な地域に向けて、3Rの取り組みやごみの適切な排出、環境美化活動に市民が取り組むことができる仕組みづくりを行っていきます。



### 2-1 ライフスタイルの変化や高齢化への対応

#### (1) 高齢者等へのごみ排出支援

##### ① 高齢者等ごみ出し支援戸別収集

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し、一部自己負担による戸別収集を実施します。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意します。



## ②在宅医療等廃棄物の排出支援

在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のごみについて、令和3年7月からはごみを排出しやすいよう分別ルールを見直し、可燃ごみとして排出することとします。

## ③紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点の拡充

おむつを使用する人のごみ排出を支援するため、紙おむつ類専用ごみ袋の交付拠点を拡充します。

## (2) 排出機会の確保

### ①ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集

ペットボトル・プラスチック容器包装類について、不燃ごみ集積所で月2回収集を実施します。また、既存の可燃ごみ集積所での排出や、さらなる回収回数の拡充については、5年後の計画見直しに向けて、早急に他市の状況を調査し、本市での導入について検討します。

### ②拠点回収

#### ○公共施設での拠点回収

古紙と小型家電は、回収拠点での排出秩序の維持が課題となっていますが、排出利便を損なうことがないように、可能な形での存続を検討します。

また、ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収については、指定ごみ袋制による有料化に伴い排出秩序の維持が課題となるため廃止しますが、排出利便に資する新たな手法について検討します。

#### ○小売店への店頭回収

小売店等に対して、簡易包装の推進や自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行います。

### ③排出機会の確保に向けた取り組み

集団回収活動団体や拠点型の集団回収、古紙等取扱業者、店頭回収に関する情報を発信します。

## (3) ごみ排出に係る地域負担の軽減

### ①立ち番の任意化検討

ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集に係る、追加的な収集日については立ち番を任意化します。

また、不燃ごみの有料化による新たなごみ排出ルールの定着状況を見ながら、集積所の秩序維持の観点からの必要性、また、地域事情を考慮して、立ち番の任意化を検討します。

### ②集積所の管理ルールの整備

立ち番の任意化に合わせて、集積所の管理ルールを整備・提供します。

### ③学習機会の提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

#### SDGsとの関係性

SDGs目標 12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

## 2-2 ごみの適正処理

### (1) ごみ処理体制の維持

#### ①ごみ処理施設の整備、維持管理

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を図っていきます。

##### ○清掃事務所

長寿命化工事の実施を進めるとともに、焼却灰（飛灰）のリサイクル体制の構築を図り、整備後には、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討します。

##### ○リサイクルプラザ

大規模改修実施の具体化を図るとともに、残供用年数を見据えた中間処理体制の維持・構築について検討します。

また、施設周辺の交通渋滞により、生活や事業活動に支障が生じることがないように、必要な対策を検討します。

##### ○最終処分場

次期最終処分場の増設工事の終了後は、残供用年数を見据えた最終処分体制の維持・構築について検討します。

#### ②ごみ処理体制の確保

平時の一般廃棄物の収集、中間処理、最終処分と、各種減量施策等の実施体制と、災害時の円滑なごみ処理体制を確保します。

## (2) 環境美化、環境負荷の低減

### ①海洋プラスチックへの対応

風や大雨等による非意図的なプラスチックごみの流出防止に向けた啓発を行うとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討します。

海洋プラスチックの回収・処理については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用します。

### ②プラスチック削減に向けた新たな取り組み

ペットボトル・プラスチック容器包装類の指定ごみ袋制による有料化を実施し、発生抑制と資源化の推進を図っていきます。

また、現在、国ではプラスチックのさらなる資源化施策を検討しているところであり、そうした国の動向を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

### ③環境美化の推進

#### ○ボランティア清掃活動支援

既存の環境美化団体や自治会、個人のボランティア清掃活動を支援するとともに、レジャーごみの持ち帰りを啓発します。

また、海洋プラスチック問題により、あらためてボランティア清掃活動の重要性が認識される中、ボランティア清掃活動のさらなる活性化について検討します。

#### ○不法投棄防止のための取り組み

不法投棄監視パトロールの実施や啓発看板等の提供など、不法投棄防止に向けた取り組みを継続します。また、京都府、警察等の関係機関との連携を図っていきます。

### ④地球温暖化対策への配慮

3Rの推進やごみ処理の効率化等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努めていきます。

### ⑤ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減

ごみ処理施設の運営や施設整備による環境負荷の低減を図っていきます。また、3Rを推進し中間処理施設の負担軽減と最終処分場の延命を図っていきます。

#### SDGsとの関係性

ごみの適正処理は、目標 12『つくる責任つかう責任』の中で「化学物質や廃棄物の適正管理により大気、水、土壌への放出を減らす」とあり、本項目と関わりがあります。

また、ごみ処理施設の整備や維持管理は、目標 11『住み続けられるまちづくりを』と関わりがあり、環境美化活動は目標 14『海の豊かさを守ろう』、目標 15『陸の豊かさを守ろう』とも関わりがあります。

## 2-3 公平な受益者負担の実現

### (1) ごみ処理手数料の見直し

ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の受付手数料徴収は、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であることから、令和3年7月から実施します。

### (2) 不適正排出への対応

#### ①事業系ごみの適正処理、減量・資源化の推進

事業系ごみについては、事業所の規模や業種により様々なごみが排出され、事業所ごとに取り組むべき内容が異なります。このため、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な方法を検討します。

##### ○事業系ごみの適正排出

- ・ 分別・排出ルールを周知するためのパンフレット等の啓発資材の作成
- ・ 生活系ごみとして事業系ごみを地域のごみステーションに排出しないよう対応を強化

##### ○事業系ごみの減量・資源化

- ・ 事業系ごみ量の実態把握
- ・ 多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け
- ・ 焼却処理施設への紙ごみの搬入規制や紙の資源化ルートの確保

#### ②不適正なごみ搬入への対応

越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などを防止するため、他市の事例を参考にしながら、施設搬入受付時の確認、搬入物検査や展開検査の実施、直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討など、受付時の体制や指導の強化に取り組んでいきます。

##### 〔可燃ごみ搬入物の展開検査〕

清掃事務所に搬入される事業系ごみの展開検査を行い、不適切なものが認められた場合は指導していきます。なお、古紙類のように資源化可能なものについては、資源として扱うよう指導していきます。

#### SDGsとの関係性

公平な受益者負担は、SDGs目標12『つくる責任とつかう責任』では「2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。」とあり、本項目と大きな関りがあります。

### 第 3 節 【基本方針 3】 市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

「ごみ」や「環境」に関する問題は、老若男女、障害のある人、地域の繋がりを大切にしたいと思っている人も、そうでない人も、すべての人に共通する問題です。

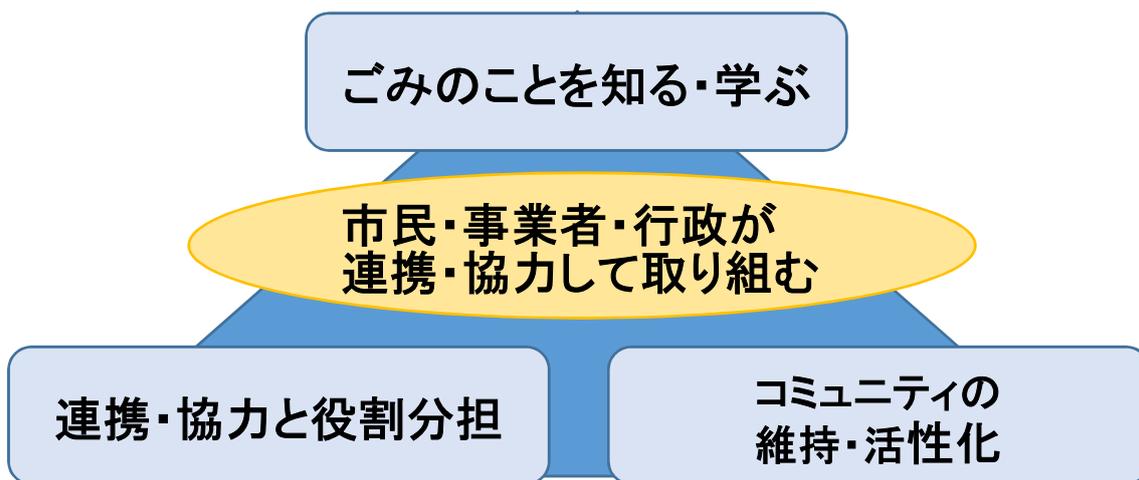


ごみについて知ったり、学んだりする機会が無いことには、3R（ごみの減量、再使用、資源化）の取り組みにつながることはありません。

また、3Rの取り組みは、市民だけではなく、事業者や行政が、それぞれの役割をしっかりと果たし、志を同じくして連携・協力して進める必要があります。

連携・協力においては、コミュニティは重要な役割を果たすこととなります。しかし、人口減少・高齢化が進む中で活動継続が難しくなっている地域もあり、その維持・活性化方策の検討が不可欠となります。

こうした中、市民や事業所、行政が連携・協力して、ごみに関する課題を共有し、3Rの推進に向けてパートナーシップで取り組むこととします。



### 3-1 ごみのことを知る・学ぶ

市民がごみのことを知ったり、学んだりする機会を提供するとともに、様々な工夫をして情報発信、啓発事業を行っていきます。



### (1) 分かりやすく

将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が、何ができるのか長期的視点で考える必要があります。そのためには、出前講座や施設見学の機会を設けることや、施設整備や維持管理費用を市民に分かりやすく見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となります。

### (2) 相手の関心に合わせる

#### ・子どもや親の関心が高い

「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象となる「もの」を選定することで、効果的な事業実施が期待できます。

#### ・事業所向けパンフレット

新規開業者がごみの正しい出し方を知らない、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともあります。こうした点を踏まえて、事業者向けに「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、事業系ごみの適正排出に向けて啓発を図っていきます。

### (3) プラスアルファの工夫

#### ・リユースを学習しながら、おもちゃを手に入れる

「おもちゃ交換会」では、おもちゃを交換するためのポイントを得るために環境学習などのゲームをする必要があります。イベントとしては教育の要素を含みつつ、子どもたちにとってはおもちゃが手に入るという魅力があります。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人と人との繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もあります。

#### ・経済性確保・経費節減

客単価を下げることなく小盛メニューを提供した飲食店の事例や、タイムサービスなどの販促により廃棄量を減らした小売店の事例など、ごみ減量やリサイクルが経済性に繋がる事例を紹介し、事業者の取り組みを推進します。

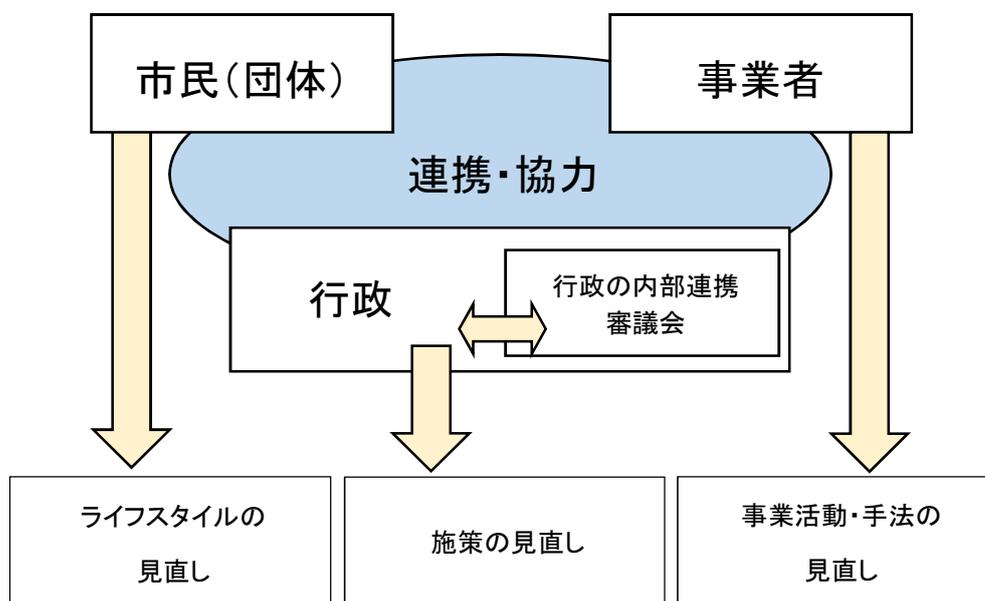
#### **SDGsとの関係性**

目標 4「質の高い教育をみんなに」の中では、「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とあり、ごみのことを知り、学ことはSDGsの取り組みとなります。

また、こうした学習を通じて目標 12『つくる責任つかう責任』にある「持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ」ことにもつながっていきます。

## 3-2 連携・協力と役割分担

市民（団体）、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力を推進します。



〔連携・協力のイメージ〕

- ・簡易包装や店頭回収の推進に向けた市民・事業者・行政の協議の場の設置

市民・事業者・行政の3者によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減など、ごみ減量・資源化につながるさらなる取り組みについて検討します。

- ・環境面で良い取り組みを実施している事業所を利用しようとする市民の気運醸成

環境に配慮した事業活動を行っている事業所の商品を購入するなど、事業活動での環境意識の向上に繋がります。

- ・紙ごみの資源化推進に向けた、古紙等取扱業者や再生メーカーと連携、資源化ルートの情報提供

古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなどの資源化ルートに関する情報を提供し、資源化の充実・確保を図ります。

- ・販売者及び生産者自らのごみの資源化への協力要請

販売者や生産者が資源ごみを回収する仕組みを整備し、その取り組みの活性化を図ります。

- ・市の事業の進捗状況の報告や協議などの舞鶴市廃棄物減量等推進審議会との連携

施策等の進捗や検討状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、審議会との連携を密にし事業進捗を図ります。

### SDGsとの関係性

本項目は、SDGs目標 17『パートナーシップで目標を達成しよう』の中で「効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する」とあり、本項目と関わりがあります。

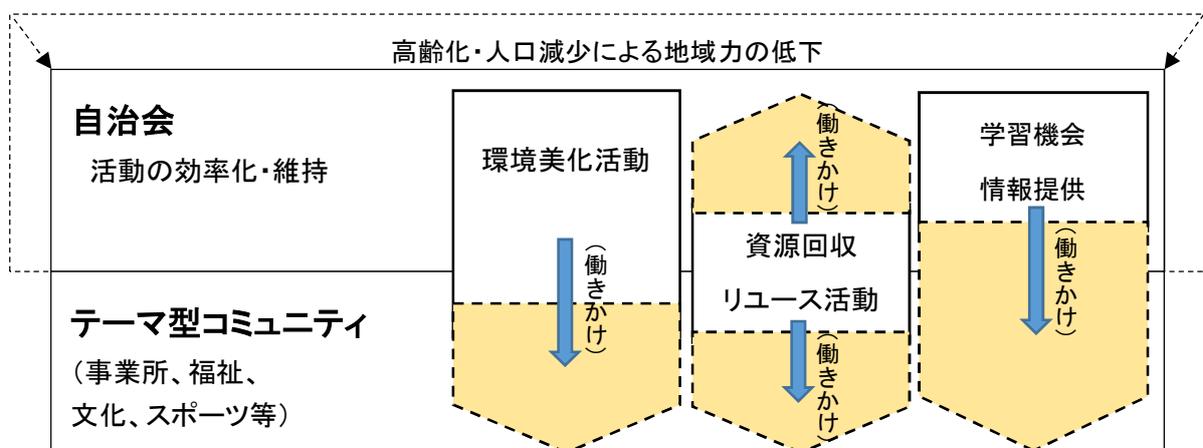
### 3-3 コミュニティの維持・活性化

自治会等の地域コミュニティは、ごみ分別の学習機会の確保や高齢者等への支援など、本市のごみ処理施策の推進や地域づくりにおいて大きな役割を果たしています。

パートナーシップによる取り組みを進める上では、情報や学習機会の提供、連携・協力の対象となる地域コミュニティを維持、活性化する必要があります。

また、こうした、地縁型コミュニティだけではなく、職域や福祉団体などのテーマ型コミュニティに対しても参画の働きかけを行います。

リユース活動や集団回収、環境美化活動など、「ごみ」や「環境」をテーマに、新たなコミュニティ活動を形成する仕掛けや仕組みについても検討する必要があります。



〔維持・活性化のイメージ〕

#### 自治会

- ・立ち番の任意化、集積所の管理ルールを整備

立ち番の配置は、地域の事情に応じて自治会の任意によるものとし、任意化のタイミング等は別途検討します。

また、地域の実情に応じた集積所の管理ができるよう、集積所の管理ルールを整備・提供します。

- ・効率的な自治会運営に向け、効率化の手法や取り組み、工夫等を共有し、情報交換できる仕組みづくり

自治会と行政が交流し、課題や各地域の工夫や効率化に関する情報を共有し、地域の負担軽減を図る。

#### 事業所や各種団体(テーマ型コミュニティ)

- ・資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報の発信

自主的な活動である資源回収活動やリユース活動への参加や利用を促す情報を発信していきます。

- ・環境美化活動の参加呼びかけ

環境美化活動など、地縁を中心とする自治会の担い手が減少する中で、環境美化活動等が、他の目的のために活動・活躍できる仕組みや機会を作ることは、ごみ（廃棄物分野）に関わらず、重要な取り組みとなっています。

多様な市民が環境美化活動に取り組むことができる仕組みづくりを検討し、参加への呼びかけを行っていきます。

・学習機会の呼びかけ、提供

行政による出前講座や説明会など、地域と行政がそれぞれの課題を共有する機会を設けます。

**SDGsとの関係性**

本項目は、SDGs目標 17『パートナーシップで目標を達成しよう』の中で「効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する」とあり、本項目と関わりがあります。

## 第 4 節 具体的な取り組みの目安

具体的な取り組みによる数値目標を、以下に示します。

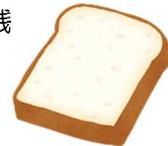
### ①食品ロス —— 削減目標 11g（1人1日あたり）

食品の購入時から食事までの間に食品ロスを出さないよう、以下に示す行動に努めていきます。

- 買い物をするときは、事前に冷蔵庫内をチェックして、使う分だけ買う。
- 店頭では、なるべく手前に陳列されている商品から選ぶ。
- 賞味期限と消費期限を正しく理解する。
- 早く傷みそうな食材から使う。
- 調理の際は、残っている食材から、食べ切れる量を作る。 など

8枚切り食パンの1/4枚（約11g）を食べ残しせず、全て食べ切る。

**ごみ削減量** 1人の1日分に相当



### ②調理くず —— 削減目標 7g（1人1日あたり）

食材は全て使い切るようにし、皮など捨ててしまっていた部分を活かした調理方法等を実践し、調理くずの少ない調理を実践していきます。

また、廃棄するしかないものについては、堆肥化するなど生ごみ排出ゼロに向けて取り組んでいきます。

- 調理の際には過剰除去をしないようにするなどごみの出ない工夫をする。
- 生ごみを捨てる時はしっかりと水切りをする。
- 家庭菜園をしている人などは堆肥にする。

レタスの葉1枚分（約7g）を捨てずに、サラダ等にして食べる。

**ごみ削減量** 1人の1日分に相当



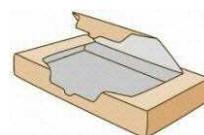
- ③紙類
- 削減目標 5g (1人1日あたり)
  - 分別目標 12g (1人1日あたり)

不要な紙類など家庭に持ち込まない行動に努め、資源化可能な紙類については、集団回収や市の分別収集に協力します。

- 食品の箱やチラシなど、雑紙（ざつがみ）を分別する。
- 物を買うときには、過剰包装や過剰梱包にならない方法を選択。
- ペーパーレス、デジタル化により紙ごみが出ないようにする。

お菓子の空き箱（約 15g）を可燃ごみとして捨てずに資源ごみに分別

**ごみ分別量** 1人の1日分に相当



④プラスチック容器包装類、ペットボトル

- 削減目標 9g (1人1日あたり)
- 分別目標 9g (1人1日あたり)

使い捨て製品やレジ袋の使用を自粛し、商品購入時には、繰り返し使える商品や長寿命製品を購入するように努めていきます。

- 使い捨てのプラスチック製容器包装、袋類は不必要に使用しない。
- 買い物際には、詰め替え商品やプラスチックの少ない商品を選び、簡易包装にする。
- 出かける際には、マイボトル・マイバッグを持参する。
- ペットボトル飲料は必要な人が必要な分だけ消費。マイボトルの使用などで購入を控える。
- プラスチック容器包装類、ペットボトルはしっかり分別し、資源化する。

買い物はレジ袋（約 11g）を辞退し、マイバッグを持参する。

**ごみ削減量** 1人の1日分に相当



菓子袋（約 11g）を分別する。

**ごみ分別量** 1人の1日分に相当



⑤埋立ごみ —— 削減目標 2g（1人1日あたり）

繰り返し使える商品や長寿命製品を購入し、不要になったものはフリーマーケット等を利用し、リユースを促進していきます。

- 物を買うときには、長く使えるものを選ぶ。使い捨てはできるだけしない。
- フリーマーケット、バザー、インターネットでのフリーマーケットサービスを活用して、長く使っていないものや、不要なものを必要とする人に使ってもらう。

雨傘（約370g）を使い捨てせず長く使う。

**ごみ削減量** 1人の半年分に相当



⑥事業系ごみ —— 可燃ごみの削減目標 7%（市民1人1日あたり17g）

事業系可燃ごみについては、家庭系可燃ごみでの1人1日あたりの削減量と同程度の減量を目指します。（事業系ごみ量としては416t/年の削減量となります。）

事業系可燃ごみに混入している資源物は資源化に努め、ごみは適正に処理できるよう適正排出を促していきます。

飲食店や食品小売事業者の食品廃棄物は、小盛り等の少量化や売り切りの促進等によって削減を進めます。また、食品廃棄物の削減では、市民の協力も必要となるため飲食店で食べ残しをしないなどの取り組みを進めます。

- 資源化可能な紙、シュレッダー古紙は分別して資源に。個人情報を書かれた文書なども資源化を検討する。
- プラスチック製包装類は、産業廃棄物として処分する。
- 食品ロスや食品くずの出ない取り組みを行う。
- 小売店では簡易包装を行い、店頭回収の実施など販売した商品の容器等の資源化に取り組む。

## 第 5 節 食品ロス削減推進計画

### 5-1 生ごみ（食品ロス）の現状

家庭系可燃ごみ（452g/人・日）のうち、生ごみは組成分析結果より 40.2%、食品ロスは 10.5%となっています。

食品ロスは、生ごみの 1/4 を占め、48g となります。

### 5-2 削減目標

#### 削減目標

家庭系食品ロスとして 11g/人・日の削減を目指します。

削減目標は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」等で、令和 12 年度（2030 年度）までに平成 12 年度（2000 年度）比で半減とあり、これに準ずるものとします。

本市の平成 12 年度の食品ロス量が把握できないため、以下に示す国の食品ロス量を参考に削減量を設定します。

全国の食品ロス量は、表 5-1 のとおりです。2000 年度の 433 万 t から 2014 年度に 282 万 t を達成し、2014 年度以降下げ止まりの状況がみられ、2017 年度には 284 万 t となっています。

表 5-1 食品ロス量推計値（全国値）

	2000年度 平成12年度	.....	2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度
家庭系 食品ロス量	433	.....	312	302	282	289	291	284

資料：循環型社会形成推進基本計画（環境省）、食品ロス量推計値（農林水産省）

2014 年度以降下げ止まりの状況から、現状において約 284 万 t と想定します。

従って食品ロス量 2000 年度 433 万 t に対する半減 216.5 万 t に向け、約 284 万 t からの削減率とし、下式により 24%削減 を家庭系食品ロスの削減目標とします。

$$(216.5 \text{ 万t}[2030 \text{ 年度}] - \text{約} 284 \text{ 万t}[2019 \text{ 年度}]) / \text{約} 284 \text{ 万t}[2019 \text{ 年度}] = \blacktriangle 23.8\%$$

本市の家庭系食品ロス量は 48g/人・日（令和元年度）であり、11g/人・日（=48g/人・日×24%）の削減を目指すこととします。

### 5-3 具体的な取り組み

食品ロスの具体的な行動を、表 5-2 に示します。

表 5-2 食品ロスの具体的な取り組み例

市 民	事 業 者
<b>【市民・事業者に共通する取り組み】</b> ・3キリ(使い切り、食べ切り、水切り) ・生ごみの堆肥化	
<b>【飲食店で外食する際の取り組み】</b> 食べ切り ⇔ 小盛メニュー 持ち帰り ⇔ ドギーバッグ ・3010 運動(宴会等で最初の 30 分と最後の 10 分は食事の時間とする)	
<b>【食べ残しゼロ推進店舗】</b> 利用 ⇔ 登録	
<b>【小売店で買物をする際の取り組み】</b> 食材の使い切り ⇔ 少量販売(ばら売り) 商品の手前取り ⇔ 売り切り、販売期限が近い商品の販促 消費・賞味期限の理解 ⇔ 表示見直し	
<b>【保管や調理の工夫】</b> ・家での食材チェック ・食品ロス日記等の調査 ・冷蔵庫整理の促進 ・食材保存方法の工夫	<b>【食品関連事業者】</b> ・フードシェアリング <sup>※1</sup> 活用の検討 ・フードバンク <sup>※2</sup> 活用の検討
	
<b>行 政</b>	
・啓発(飲食店、小売店、地域、学校等) ・情報発信(メリット等) ・実態把握(袋調査による組成調査) ・推進体制の整備(連絡会議等の設置、情報共有)	

※1: そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング

※2: 食品生産者や卸売業、小売業者などがこれまでの廃棄処分していた食品 \* を社会福祉施設や支援が必要な人達の食事に活用する事業

\* 品質は問題ないが、パッケージの損傷、賞味期限切れが迫る等の理由により廃棄処分される食品

#### 5-4 課題等

---

- 家庭系食品ロスの実態を把握するため、家庭系食品ロスの調査や、袋サンプリングによる組成調査を継続的に実施する必要があります。
- 市街地や郊外など地域特性に応じた広報啓発を行う必要があります。
- 事業系食品廃棄物（食品ロス）を把握するため、多量排出事業者の調査、食品廃棄物の排出状況の調査を実施する必要があります。

#### 5-5 推進体制

---

食品ロス削減推進に向け、京都府等関係機関との連携を図るとともに、市内部での情報共有を図り、具体的な取り組みを推進します。

#### 5-6 進捗管理

---

食品ロスの実態把握を通じて成果を検証し、PDCAサイクルの徹底を図りつつ、効果的に食品ロスの削減を推進します。



#### 5-7 本計画の位置付け

---

本節は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）に基づき策定した食品ロス削減推進計画とします。

## 第 6 章 ごみ処理計画

### 第 1 節 分別区分

将来の家庭系ごみの分別区分は、表 6-1 のとおりです。

また、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」（環境省）では、市町村でプラスチック製品も容器包装リサイクルルートを活用して、リサイクルできるよう措置するとあり、本市でもプラスチック製品の資源化を検討していく必要があります。

表 6-1 分別区分(令和3年7月以降)

分別区分		品 目	
可燃ごみ		生ごみ・貝殻、吸殻、食用油、かばん・靴、ぬいぐるみ、紙おむつ、紙ごみ、クッション、点滴・透析バッグ等	
不燃ごみ	金属類	携帯用コンロ・トースター、刃物・針、なべ・やかん・フライパン、缶詰・容器のふた、スプレー缶等	
	飲料用空缶類	ジュース・ビールなどの空缶	
	食 用 び ん 類	白色(透明)	酒・酢・ドリンク・洋酒・のり・ごま油・オリーブオイル・調味料などのびん
		茶色	
		その他のびん	
	ペットボトル	ジュースやお茶・液体調味料(しょうゆなど)が入っていたペットボトル (PETマークのあるもの) 	
プラスチック容器包装類	[容器]トレー、卵のパック、発泡スチロール、容器のふた類、シャンプーや洗剤・サラダ油の容器、インスタント食器などの容器等 [包装・袋]ペットボトルなどのラベル、お菓子や総菜・衣類などの包装や袋、プリンや飲み物などのカップ製品のふた等 (「プラ」マークのあるもの) 		
埋立ごみ	バケツ・ポリ容器、長靴・安全靴、白色電球・LED電球、おもちゃ類、傘、陶器・ガラス類、小型家電製品等		
有害ごみ	充電電池・乾電池・ボタン電池・携帯電話の電池、蛍光灯、水銀体温計、ライター、充電式小型家電等		
粗大ごみ		縦、横、高さのうちいずれか1辺の長さが 50 cm以上のもの 有料化対象の不燃ごみ: 袋に入らない大きさのもの	
紙類(分別収集)		[紙類]新聞紙、段ボール ----- [その他の紙]雑誌・カタログ、包装紙・封筒、食品の紙箱・飲料用紙パック、シュレッター紙、紙製の卵ケース	
拠点回収		[古紙]新聞紙、段ボール、雑誌類 [使用済小型家電]携帯電話、デジタルカメラ等	
集団回収		古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油	

※ 集団回収による収集は行政回収の対象ではなく、本市の分別区分には該当しませんが、ごみの総出量には集団回収における収集量を加えることから、参考までに記載

※ 網掛けは令和3年7月からの変更部分。

## 第 2 節 収集・運搬計画

### 2-1 収集運搬

#### ①収集運搬に関する目標

収集形態の多様化等に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減、収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集を委託する民間業者との調整を図っていきます。

#### ②収集区域

収集区域は、本市全域とします。

#### ③収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制は、表 6-2 のとおりです。収集はステーション回収（地域の集積所）での収集を原則とします〔可燃ごみ：約 2,500 か所、不燃ごみ：約 500 か所〕。

将来、人口減少やそれに伴うごみの減量が見込まれ、収集ごみ量も減少が予測されます。このため、効率的に事業が推進できるよう適宜必要な見直しを図りつつ現在の収集・運搬体制を維持することとします。

市民サービスの充実やごみ処理体制を維持するため、令和 3 年 7 月より、ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみの処理の有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げを実施します。

表 6-2 家庭系ごみの収集運搬体制(令和3年7月～)

分別区分	項目	収集回数	収集形態	収集方式	排出方式	処理手数料		
可燃ごみ		週2回	許可	ステーション	指定袋	有料 (料金見直し)		
	不燃ごみ	金属類	月1回		委託	コンテナ	無料	
		飲料用空缶類						
		食用びん類						白色(透明)
								茶色
	その他のびん							
	ペットボトル	月2回				指定袋	有料	
	プラスチック容器包装類							
	埋立ごみ	月1回				コンテナ	無料	
有害ごみ								
粗大ごみ		月2回 (申込み制)	許可	戸別収集	—	有料*		
古紙(分別収集)		月1回	再生事業者 直接引取り	ステーション	ひもでしぼる (細かい紙片は 紙袋に入れる)	無料		
拠点(ボックス)回収		随時	直接	拠点	ボックス			

注) 網掛けは変更を示します。

※粗大ごみはリサイクルプラザに直接搬入する場合、処理費用は無料。(搬入受付手数料は必要)

事業系ごみも、基本的に現状体制を維持し、事業者自ら直接搬入するか、許可業者への委託収集とします。

#### ④収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬量は、表 6-3 のとおりです。収集量は減少する見込みです。

表 6-3 家庭系ごみの収集運搬量の見込み

(単位:t/年)

項目		年度等		
		実績	中間目標年度	目標年度
		R1	R7	R12
可燃ごみ		10,652	9,304	8,426
不燃ごみ	金属類	114	117	115
	空缶類	59	61	62
	びん類	266	247	231
	ペットボトル	93	84	79
	プラスチック容器包装類	418	383	365
	埋立ごみ	445	399	366
	有害ごみ	51	47	44
粗大ごみ		34	32	31

#### ⑤収集運搬車両

低公害の廃棄物運搬車両の導入を推奨し、収集運搬における環境負荷の低減に取り組みます。

#### ⑥その他

##### ○高齢者等ごみ出し支援戸別収集の実施

自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなどの一定の要件を満たした人を対象に、民間事業者を活用し、一部自己負担による「高齢者等ごみ出し支援戸別収集」を実施します。実施にあたっては、家族力・地域力の低下を招かないよう留意します。

表 6-4 排出困難者向け戸別収集の概要

分別区分	項目	収集回数
可燃ごみ		週1回
不燃ごみ(7種9分別)		月1回
古紙(分別収集)		月1回

## 2-2 拠点回収

古紙と小型家電の拠点回収は、排出秩序の維持と設置場所の周辺環境に配慮して実施します。

表 6-5 拠点回収

拠点回収	[古紙]新聞紙、段ボール、雑誌類
	[使用済小型家電]携帯電話、デジタルカメラ等

ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収は、令和3年7月からは指定ごみ袋制により有料化するため、排出秩序の維持が課題となることから廃止しますが、5年後の計画見直しに向けて、排出機会確保のため、既存の可燃ごみ集積所での排出や収集回数の拡充について、他市の状況を調査し、排出利便に資する新たな手法について検討する必要があります。

### 2-3 直接搬入

清掃事務所とリサイクルプラザへごみを持ち込む「直接搬入」の受け入れを行います。受け入れるごみは、適切に分別され各施設で処理可能なごみとします。また、令和3年7月からは搬入受付手数料の徴収を行います。

家庭ごみを直接搬入する場合は、指定ごみ袋を使用せずに持ち込むことができます。(一部例外あり)

また、地域の集積所を利用できない場合で、一定の要件を満たす場合は搬入受付手数料の免除を行います。

なお、清掃事務所、リサイクルプラザでの直接搬入については、公平な受益者負担の観点から従量制により料金徴収を行うことが望ましいことから、搬入受付手数料の導入後の搬入台数の推移、および清掃事務所の施設整備工事の進捗状況を踏まえ、順次、従量制による料金徴収の仕組みへの移行を検討します。

### 第 3 節 中間処理計画

#### ①中間処理に関する目標

適正な運転管理による安定的なごみ処理を行い、処理においては環境負荷の低減を図っていきます。また、施設周辺の生活環境や事業活動に支障が生じることがないように、適切な維持管理を図っていきます。

#### ②中間処理方法

中間処理方法は、基本的に現状どおりとします。

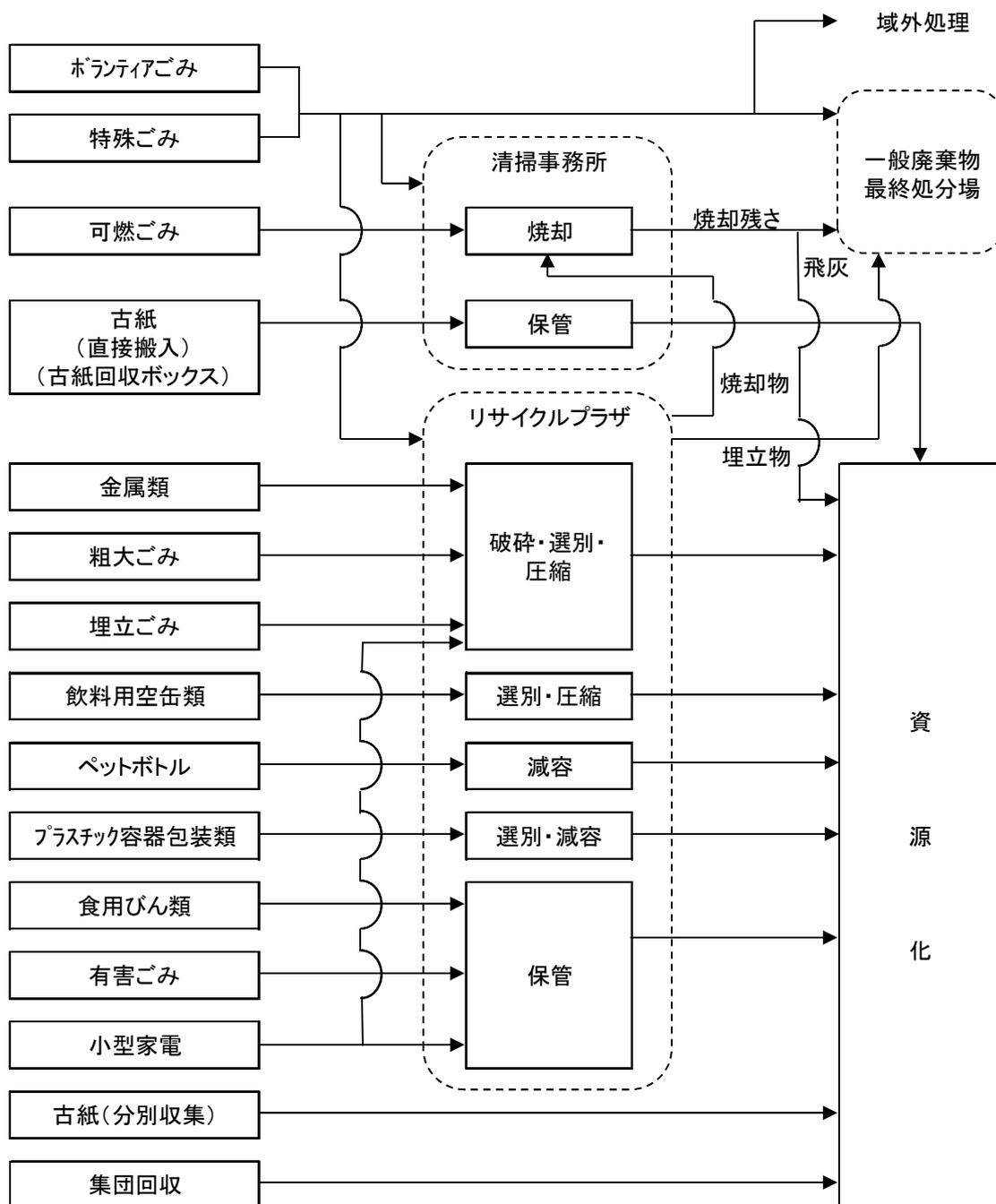


図 6-1 ごみ処理フロー

清掃事務所では、令和5年秋から焼却灰（飛灰）のリサイクルを行い、最終処分量の削減を図ります。

### ③中間処理量

将来の中間処理量は、表 6-6 のとおりです。各施設の処理量は、ごみ排出量の減少に伴い、減少する見込みです。

表 6-6 中間処理量の見込み

(単位:t/年)

項目		年度等	実績	中間目標年度	目標年度	
			R1	R7	R12	
中間 処理 量 (古紙・ 集団 回収 除く)	破碎・ 選別処理	処理対象物	1,904	1,778	1,684	
		処理内訳	有価物	420	392	371
			焼却物	519	485	459
			不燃物	260	243	230
			可燃不適物	682	636	603
			小型家電	23	22	21
	選別・ 圧縮処理	処理対象物	97	101	102	
		処理内訳	アルミ缶	73	76	77
			スチール缶	24	25	25
	選別・ 減容処理	処理対象物	752	686	652	
		処理内訳	資源物	752	686	652
			減容後プラ	0	0	0
	貯留保管	処理対象物	909	799	742	
		処理内訳	食用びん類	409	379	355
			有害ごみ	32	30	28
			直接埋立	469	390	359
	焼却処理	処理対象物	19,221	16,845	15,350	
		処理内訳	焼却灰	2,328	2,040	1,859
			主灰	1,714	1,503	1,369
			飛灰	613	537	490

## 第 4 節 最終処分計画

### ①最終処分に関する目標

中間処理施設等で適正な処理を行った後、最終的に残ったもの（残渣）を無害化・安定化を図り、減量化・減容化に努めていきます。

令和 3 年度に新規最終処分場の供用開始となりますが、利用期間の延命化を図り、環境負荷を軽減し、最終処分体制の保持に努めていきます。

### ②最終処分量

将来の最終処分量は、表 6-7 のとおりです。最終処分量は、ごみ排出量の減少に伴い、減少する見込みです。

表 6-7 最終処分量の見込み

(単位:t/年)

項目	年度等	実績	中間目標年度	目標年度
		R1	R7	R12
最終 処 分 量	焼却灰	2,328	1,503	1,369
	直接埋立	469	390	359
	可燃不適物	682	636	603
	不燃物	260	243	230
	減容後プラ	0	0	0
	ボランティアごみ	19	18	18
	特殊ごみ	349	347	347
	計		4,107	3,137

## 第 5 節 施設整備計画

### 5-1 焼却施設

清掃事務所長寿命化計画に基づき、焼却施設を構成する重要な設備や機器である基幹的設備の改良工事を令和元年度から進めており、引き続き令和5年度にかけて大規模設備工事を実施することで、施設の延命化を図ります。長寿命化工事は、既存設備を活用することにより、新設に比べ工事費が縮減し、工期短縮することができます。

しかし、こうした施設の供用年数は15年を目標としており、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となります。

また、次期施設整備をする際には、最終処分の大半を占める焼却灰の資源化についても合わせて検討を行っていきます。

表 6-8 焼却施設の長寿命化工事

処理能力	120t/日
供用開始	令和6年度～(15年間)
工事費用	約38億円

#### (1) 施設整備計画

一般に廃棄物処理施設の整備には10年程度を要するとされています。これに加え、用地選定等の適地調査、地元協議等に4年程度の期間を要します。

このため、施設の更新が令和20年度に必要なものと想定すると、令和8年度に次期施設の整備に向けた基本構想策定業務に着手する必要があります。

焼却施設の施設整備スケジュールのイメージは表6-9のとおりです。具体的な整備計画は長寿命化工事の実施後、施設の供用状況等を考慮して検討することとします。

表 6-9 焼却施設の施設整備スケジュールのイメージ

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21		
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年		
現有施設	大規模設備工事																					
				長寿命化 (1)	長寿命化 (2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)				
次期施設							用地選定															
								処理方法の検討 (PFI導入可能性調査)														
										発注方法の検討												
											環境影響調査 (条例アセス)											
												発注支援 (基本設計)										
															実施設計	工事						
																				稼働		
								(経過年数)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)

## 5-2 リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、現有施設の処理能力で将来に渡って対応可能であります。将来、新たに施設を整備するまでの間、現施設をできるだけ長く供用するため、長寿命化工事を実施し効率的な施設整備を図る必要があります。

こうした中、現施設は稼働後 20 年以上経過しており、近年中には長寿命化計画を策定し、長寿命化工事に着手する必要があります。

### (1) 施設整備計画

リサイクルプラザの長寿命化工事は、長寿命化計画策定後速やかに実施する必要があります。長寿命化計画の策定は、本計画の前期 5 年の間に実施することとします。

リサイクルプラザの施設整備スケジュールのイメージは表 6-10 のとおりです。具体的な整備計画は長寿命化計画を策定する中で検討することとします。

表 6-10 リサイクルプラザの施設整備スケジュールのイメージ

年度	R3～R7 →長寿命化計画策定後												
	22年～26年												
現有施設	長寿命化計画												
	設備工事			長寿命化 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15)									
次期施設	用地選定												
	基本計画												
	基本設計												
	環境影響調												
	発注支援												
	実施設計											工事	
													稼働
	(経過年数) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)												

### 5-3 最終処分場

平成 26 年度から令和 3 年度にかけて増設工事を実施し、最終処分場の延命化を図ります。その概要は、表 6-11 のとおりです。

しかし、こうした施設整備も、焼却施設同様、整備後の供用可能年数は 15 年程度であり、将来的なごみ処理体制を維持するためには、新たな施設整備の検討が必要となります。

表 6-11 最終処分場の整備工事(増設)

埋立容量	123,000m <sup>3</sup>
供用開始	令和4年度～(15年間)
工事費用	約 15 億円

#### (1) 施設整備計画

最終処分場の施設整備スケジュールのイメージは表 6-12 のとおりです。具体的な整備計画は、次期最終処分場の供用開始後、埋立地の残余年数等を考慮して検討することとします。

表 6-12 最終処分場の施設整備スケジュールのイメージ

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
現有施設	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	
次期施設		用地選定														
				基本構想												
					測量・地質調査											
						基本計画										
							環境影響調査 (条例アセス)									
										実施設計						
												工事				
																供用 開始
(経過年数)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	

## 第 6 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

---

### 6-1 その他ごみの処理方針

---

#### ①ボランティア清掃ごみ（特殊ごみ）

ボランティア清掃で発生した、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「缶・ビン・ペットボトル」（一部「粗大ごみ」等も発生）については、「可燃ごみ」は清掃事務所で焼却、「缶・ビン・ペットボトル」は資源化（資源化に適さないものは、再度「不燃ごみ」として分別）、「不燃ごみ」及び粗大ごみについては、一般廃棄物最終処分場で埋立処分、または、市外民間事業者で処理を行います。

#### ②市内事業所排出の動植物性残さ（魚あら）

市内のスーパーの一部から発生する動植物性の残さについては、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者として国の認可を受けた市外民間事業者が再生利用を行っています。

その収集・運搬については「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に基づき一般廃棄物再生利用業（再生輸送）の指定を受けた同事業者が行っています。

#### ③動物死体

本市で発生する動物の死体は、市で一定期間保管後、一般廃棄物処理業の許可を受けた市外民間事業者処理業者に処理を委託します。

#### ④有害鳥獣

有害鳥獣として駆除された動物は、福知山市の一般廃棄物処理施設である中丹地域有害鳥獣処理施設（福知山市）に処理を委託します。

#### ⑤家電リサイクル対象品

家電リサイクル対象品のうち、法律上、小売業者や製造事業者に取り引き義務がない「義務外品」については、排出者が市内の「家電引取協力店」に取り引きを依頼します。

## 6-2 適正処理困難物・特別管理一般廃棄物の処理方針

### (1) 適正処理困難物

適正処理困難物を表 6-13 に示します。

下記品目については、市で処理ができないことから収集・運搬・受入は行わないものとします。

表 6-13 適正処理困難物の処理

品 目		処理方針
国の指定品	廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)	市で収集及び処理が困難であることから、排出者が販売店等で引き取ってもらうなどの方法で処理するよう指導を行います。
	廃テレビ受像機(25 型以上の大きさのものに限る。)	家電リサイクル法対象品として、排出者が市内の「家電引取協力店」等に引き取りを依頼して処理を行います。
	廃電気冷蔵庫(250 リットル以上の内容物を有するものに限る。)	
	廃スプリングマットレス	リサイクルプラザにおいて適正に処理します。
国指定品以外	流し台、便器、浴槽、洗面台、建具類、建材、給湯機、バッテリー、ガスボンベ、ドラム缶、耐火金庫、ピアノ、ボート、1 畳を超える物置、火薬類、廃油・廃液、消火器、バイク、電動カート類、在宅医療に伴うごみで注射針等の鋭利なもの、感染のおそれのあるもの(注射筒・注入器)など	市で引き取らず、購入先の店舗や医療機関に引き取ってもらうか、専門の処理業者に処理を依頼するよう排出者に指導を行います。

### (2) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の処理方針を表 6-14 に示します。

表 6-14 特別管理一般廃棄物の処理方針

品 目	処理方針
PCBを使用した部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCBを使用した部品は、専門業者に処理を依頼するよう排出者に指導します。
ばいじん	清掃事務所で発生する捕集ばいじん(飛灰)は、無害化処理した後、埋立処理します。また、令和5年秋からは市外施設にて再生処理を行います。
感染性廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体を含む、又は付着しているおそれのあるものは、特別管理一般廃棄物として処理するよう排出者に指導します。

### 6-3 災害廃棄物対策

---

風水害や地震などの自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生します。市民の生活基盤を早期に復旧し、生活環境の改善と廃棄物による環境の汚染を防止するためには、平素から災害廃棄物の早期かつ適正な処理方策の検討が必要となります。

このため、市では、本計画とは別に「舞鶴市災害廃棄物処理計画」を策定（平成 22 年 6 月）し、国・府・近畿自治体、また、廃棄物関係団体及び市内の廃棄物処理業者との連携や役割分担、災害廃棄物の処理方法や処理手順を定めており、適宜必要な見直しを行うことにより災害に備えることとします。

### 6-4 海岸漂着物対策

---

近年、国内・国外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が引き起こされており、こうした状況に対応するため「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（略称：海岸漂着物処理推進法）が平成 21 年 7 月に制定されました。この法律に基づき、府は平成 23 年 12 月に「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

本市では、既存の環境美化活動への支援や活性化を通じて、ごみの海洋流出に対応するとともに、海洋関連機関・団体等と連携し、発生抑制に向けた協議を行い、環境美化活動の拡充や海洋プラスチック流出防止対策など新たな取り組みについて検討していきます。特に海洋プラスチックの回収・処理については、本市のごみ処理体制への影響が大きく、また、多額の費用を要することから、国等の施策を積極的に活用していきます。

■用語集

用語	解説
あ行	
SDGs（エスディーゼー ズ）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケータ（指標）の3層構造で構成されています。
か行	
海洋プラスチック	海洋を漂うプラスチックごみの総称です。回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことにより発生しています。長期にわたり海に残存するため、地球規模での環境汚染が懸念されています。
環境基本法	平成5（1993）年に公布された環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律で、環境保全に向けた基本的な方向を示しています。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画です。平成30（2018）年に第5次計画が閣議決定されました。
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	特定の建設資材についての分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として制定された法律のことです。
さ行	
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	平成12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としています。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源になった場合は適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。
循環型社会形成推進基本法	平成12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。また、処理の優先順位（①発生抑制・減量、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）が初めて法定化されました。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成30（2018）年6月に第四次計画が閣議決定されました。
使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイ	平成24（2012）年8月に公布された法律です。使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としています。

クル法)	
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	平成 14（2002）年 7 月に公布された法律です。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施することを目的としています。
食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）	令和元年（2019）5 月に公布された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	平成 12（2000）年 6 月に公布された法律です。事業者は食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者による発生抑制・減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原料として再生利用することを目的としています。
3R（スリーアール）	リデュース（Reduce：発生抑制、減量）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の頭文字をとったものです。
た行	
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	平成 10（1998）年 6 月公布に公布された法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。
は行	
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法基本方針）	廃棄物処理法第 5 条の 2 の規定に基づき定められた方針です。廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物減量等の適正処理施策を総合的・計画的に推進するための指針を提示しています。
廃棄物処理施設整備計画	廃棄物処理法第 5 条の 3 の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5 年ごとに策定される計画です。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	昭和 45（1970）年 12 月に公布された法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。
プラスチック資源循環戦略	令和元（2019）年 5 月 31 日に策定され、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を重点戦略とし、2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制することなどを掲げています。
や行	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	平成 7（1995）年 6 月に公布された法律です。家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

